

第3部 「児童虐待問題に関する研究会」 外部参加者による論文

外部参加者（敬称略）	
専修大学法学部教授	岩井 宜子
国立成育医療センター こころの診療部部長	奥山 眞紀子
淑徳大学社会学部教授	
日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭政策研究担当部長	柏女 霊峰
明治学院大学社会学部教授	松原 康雄
大阪府立修徳学院 自立支援課長（児童自立支援施設）	西嶋 嘉彦
東京都精神医学総合研究所嗜癇行動研究部主任技術員	大原 美知子

児童虐待対策への法的課題

専修大学教授

岩井 宜子

第1 はじめに

少年非行の背景には、家庭の問題があり、多くの少年は、被虐待経験があるということは広く知られている。そのために、少年非行の問題は、戦後家庭裁判所に処理が委ねられた。しかし、アメリカのように、要保護少年については、家庭裁判所は広く管轄権をもたず、少年法と児童福祉法の住み分けが行われたため、少年非行と児童虐待の問題は、連続的に捉えられることが阻止されてきたように思える。少年非行は、何時の世でも、大きな社会的関心を引き、その原因に対する対策がとられねばならないと叫びつづけられているのに、大きな元凶である児童虐待問題への関心は、やっと、ここ10年ばかりの間にわが国では、高まってきたとしかいえない。それは、家庭内暴力など、家庭内の問題は外からは見えにくく、被虐待者も自分ばかりを責め、できるだけ隠そうとするため、分り難いということもあるし、体罰が容認されている社会では、しつけと体罰の限界が引きにくいという問題もある。

また、家庭内では、圧倒的な力の不均衡があり、特に家父長的社会においては、暴力的支配が行われ易い状況にあることを、人々は意識しない。虐待が起こり易い現象であることを意識しつつ、子どもの保護のための視線が向けられなければ、なかなか、見えてこない部分がある。

この度、法務総合研究所の一連の研究によって、少年院収容者の被虐待経験について、調査がなされ、一般の人々にも、同様の調査がなされることにより、その見えなかった部分への認識を深め、それへの対策をたてる材料を提供しえたことは、本当に喜ばしいことである。

家庭内の問題への法的介入は、いろいろな困難な問題を含むが、ここで法的課題について、考えてみたい。

第2 福祉的対応策の法的課題－児童虐待防止法

わが国の児童虐待への対応システムは、児童相談所が問題家庭への指導・援助を行うことを中心とする家庭支援型のシステムと考えられ、2000年制定の児童虐待防止法が、虐待行為の定義とその禁止、児童虐待の防止等に関する施策の促進をその目的に盛り込んだことにより、いくらか、児童保護の姿勢の強化が図られたといえるが、基本的な姿勢は変えていない。

1 児童相談所その他の対応システムの強化

法は、国及び地方公共団体の責務として、

- ① 関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待防止のために必要な体制の整備に努めること。
- ② 児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずること。

③ 児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に関する通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めること。
を規定した（4条）。

しかし、これらはプログラム規定にすぎない。求められるのは、児童相談所の徹底した拡充強化である。昭和24年に作成された児童相談所拡充五ヵ年計画によると、最終昭和28年には全国小学校20,591校に附設し、そうすると児童1,500名に対し一ヶ所の相談所ができて、進学相談、職業相談、文化相談を行うことができる、とされていた^(*)。これぐらいの意気込みで、地域の子どもをすべて把握しうる体制がつくられることが望まれる。現在でも児童相談所は、相談件数の増加に対応しきれないという。

2 早期発見義務

児童虐待を発見しやすい位置にいる専門職に対して、特に早期発見義務を規定した（6条）が、懈怠した場合の罰則は定めていない。また、守秘義務違反についての免責は定めているが、誤って通報した場合の刑事上・民事上の免責は定めていない。しかし、第7条に、通告を受けた児童相談所・福祉事務所の職員の守秘義務を定めているので、この段階で十分な調査と危険性に対する正確な評価がなされる保障があるなら、誤った通報に対する責任を問われる危険は少なくなるであろう。

3 警察官の援助

通告や送致があった場合、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うように努めるとともに、必要に応じ一時保護を行うこと（8条）、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事が、身分を証明する証票を携帯した児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができること（9条）とする規定が置かれた。そして、児童の安全の確認、一時保護、立ち入り調査若しくは質問の際、必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができるとする規定（10条）が置かれた。児童相談所に強権的介入の権限が集約されているので、その内部に迅速・的確な判断をなしうる手続過程がきちんと整備される必要がある。より長期の介入的措置の必要性の判断をなす段階では、外部の教育・治療、各種の保護機関、警察等と連携した評価委員会等が組織される必要があろう。児童相談所が援助的姿勢から対決的姿勢へと転換を迫られる場合、そのジレンマに悩むという点も指摘されており、その段階で、裁判所の判断をあおぐことも考えられてよい。今後の課題である。児童福祉法第29条が規定する立ち入り調査権は、保護者の意思に反し施設入所の措置をとる必要が認められる場合に限定されていたのを広く児童虐待のおそれがある場合になされうるとした点に法の意義を認めうる。

4 保護者に対する指導・規制

児童虐待を行った保護者に対して児童福祉司の指導の措置が採られた場合には、その指導を受けることを義務づけ、保護者がその指導を受けない時は、都道府県知事が指導を受けるよう勧告することができる⁽¹¹⁾と規定した（11条）。

第12条は、児童福祉法第28条の規定により、施設入所の措置がなされた場合には、児童相談所長や児童を入所させた施設の長は、児童虐待を行った保護者について児童との面会又は通信を制限することが

(*) 1) 児童相談所拡充5ヵ年計画案(昭和23年) 児童福祉法研究会編「児童福祉法成立資料集成(ドメス出版1978年) 下621頁

できることを規定した。

また、入所措置解除後の虐待の再発を避けるために、都道府県知事は、入所措置解除の際には、指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴かなければならないとされた（13条）。

5 親権喪失制度の活用

第15条に、民法に規定する親権喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならないとの注意規定が置かれた。

児童の保護に対する保護者の妨害をできる限り排除し、児童の救済を図るための規定であるが、自覚のない保護者に対しては、より強力な刑事司法による介入が必要とされよう。

より強力なシステムの構築に向けて、家庭が児童を適切に養育する機能がより脅かされつつある現在、社会が児童を保護する体制はより強化される必要がある。法の規定のみによって達成されるものではなく、社会の人々全体が児童保護の視点をもつことによって、大きく前進するものであると考えられる。そのためにも、絶えざる啓発活動が要請される。通報義務違反に罰則を規定しなくても、イギリスにおけるように、児童に接する専門家が十分にその責任を自覚することによって発見も促進されるであろう。虐待が疑われる場合もまず通報すべきことの行政指導が綿密なマニュアルの提示とともに行われる必要がある。

福祉的アプローチの強化のためには、十分な熱意と行動力をもったソーシャルワーカーの育成と適切な配置が特に要請される。全国に行き渡らせるために、国家的対応がなされてよい。

第3 刑事法規制

1 予防

(1) 一般予防効果

刑罰の役割は、まず、その一般予防効果にある。児童虐待にあたる事実は、多くは犯罪を構成するにかかわらず、ほとんど刑事的介入の対象とされてこなかった。虐待致死事案になってはじめて、刑罰が科せられている。

筆者の所属する女性犯罪研究会が行った女性殺人事例の調査（昭和51年—55年に、東京高裁管内における殺人・傷害致死の第一審判決例325例を対象とした。）においては、316例の内11例（3.5%）がいわゆる折檻殺であったが、その過半は執行猶予判決を受けており、実子殺は他の類型に比し一般に量刑は軽いとしても、子どもの受けた痛手に比し軽すぎるといった感を免れない^(*)。

しかし、近年、3歳児の放置虐待の事例に対し、両親に殺人の未必の故意を認め、懲役6年を科した判決（山形地裁平成14年12月14日）がだされるなど、ようやく、裁判所の児童虐待に対する厳しい対応も見られるようになった。

(2) 虐待傷害罪・虐待致死罪

虐待致死のような場合は、殺意はなく、懲戒権との境がつけにくい点、女性の場合、男に捨てられ、生活に追われながらの育児の困難さを参酌され、また、他の子どもの育児をしなければならない等の事情が、厳罰を科しにくい事由となっているものと思われるが、近年身勝手な親達も増加しているとの懸

(*) 2) 中谷瑾子編「女性犯罪」立花書房、1987、282頁以下

念もあり、厳重な処罰による一般予防効果の達成も考慮されてよい。子どもを健全に育成することは、保護者に課せられた重大な義務であり、それに反し、虐待の結果、死をもたらすような行為は、通常の暴行・傷害罪より、より重い罪責を負うといわねばならない。

この点について、安部哲夫は、保護者による児童への虐待傷害罪や虐待致死罪、の新設を提案し、傷害罪や傷害致死罪の加重類型として規定することを提案しているのが注目される^(*)。長期に渉る虐待行為は一回の傷害や傷害致死で評価できない部分があり、加重類型とすることによって、規範意識を高めるインセンティブとなる可能性を認めうる。

(3) 性的虐待

性的虐待については、1999年5月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立し、性的自己決定能力が未熟な者に対する性的濫用行為の刑事規制が強化された。

しかし、家庭内の性的虐待の場合、特に顕在化が困難であり、刑事規制はおよぼしにくい。顕在化が困難なのは、性的虐待の場合は身体的外傷がなく、被害児がその事実を隠そうとすること、そのために長期化するため子ども自身が「性的虐待順応症候群」といわれる様々な性格的・心理的特徴を発達させること、性的虐待を生じる家族や親には、一見普通の幸せそうな家族が含まれること等によるとされる^(*)。

しかし、姦淫にいたらない幼児に対するわいせつ行為も、心的外傷後ストレス障害、自己に対する罪悪感・劣等感、人間不信をもたらし、時に、家出、シンナー吸引等の問題行動に発展し、成長後は、多重人格障害等の深刻な人格障害を引き起こす恐れが多いという^(*)。

わが国において、性的虐待事例として児童相談所が介入したケースは、実父や継父・養父によって性交の対象とされていた10歳から17歳の女兒が殆どであるが、今後、幼児に対する性的虐待行為も顕在化が図られ、処罰の対象とされることが、一般予防効果を上げる点で肝要と思われる。

女性犯罪研究会が1994年に行った児童相談所が介入したケースの調査において、性的虐待事例は、児童虐待例419例の内35例存在したが、被害児女兒が34例、実父によるものが18例(51.4%)であった。被害児に不登校・怠学、家出、非行等の問題行動が出現しているものが10例あり、被害児本人が警察等に訴えて虐待が顕在化したケースが8例見られ、教護院(現在の児童自立支援施設)に送られたケースが6例ある^(*)。このように、被害児が非行少年として扱われ、加害者に何の咎めもないのは、不当な感を免れない。

近親姦はわが国においてもタブー視されている行為であるが、刑法が処罰していないのは、旧刑法制定の過程でボアソナードの忠告により、「法は家庭に入らず」の原則が貫かれて以来とされる。しかし、性解放の進んでいるとされるスウェーデンにおいても近親姦の処罰規定を置いており、18歳未満を対象とする時は、特に重く処罰されるべきこととされている^(*)。中谷瑾子は、昭和48年4月4日の尊属殺違憲判決の事案が深刻な近親姦例であった点、また、被害児を施設に保護しても親権を盾に執拗に引き取りを要求するケースをあげ、これらの場合には、既に家庭は崩壊しているのであり、このような父親は

(*) 3) 安部哲夫「刑事的アプローチ」萩原玉味・岩井宜子編『児童虐待とその対策』多賀出版、300頁以下

(*) 4) 西澤 哲「子どもの虐待」誠信書房(1994)

(*) 5) 小西聖子「精神医学・心理学から見た児童虐待の病理」萩原玉味・岩井宜子編『児童虐待とその対策』多賀出版、177頁以下(1998)

(*) 6) 岩井宜子・宮園久栄「児童虐待問題への一視点」(犯罪社会学研究21号、1996)163頁

(*) 7) スウェーデン1984年改正刑法4条、中谷瑾子「スウェーデンの性刑法の改正と性モラル」研修470号15頁

(*) 8) 中谷瑾子「児童虐待と刑事規制の限界」団藤重光博士古希祝賀論文集3巻247頁(1984)

刑事罰の対象とすべきことを主張している^(*)。

13歳未満の児童に対しては、強姦罪・強制わいせつ罪が成立するが、親告罪であるため、法定代理人が加害者である場合は、刑事訴訟法第232条に基づき被害児の親族に告訴を期待するしかない。被害児が外部に被害を訴えやすい状況をつくるとともに、公的機関が告訴を代行しうる機構を確立することが望まれる。2000年5月に成立した「犯罪被害者保護に関する二法」により、性犯罪に対する告訴期間の制限が撤廃され、被害児本人が成長してから被害を訴えることもある程度可能になった。また、証人尋問に際して、ビデオリンク方式や、傍聴人や被告人との間に遮蔽をおくことを認めること、証人に対する付き添い人を認めることという改正がなされ、法廷において、児童の証言のもとに、審理を行いうる態勢が整えられたことから、この種の事案に対する刑事罰が厳格に科され、規範意識の覚醒が図られることが期待される。

13歳以上の児童の場合も、未だ自立能力がないため、保護者による性的虐待の被害に会いやすく、またその被害も深刻である。児童福祉法第34条1項6号が「児童に淫行をさせる行為」を禁じているが、自ら淫行を行うことは含まれないと解されていたが、保護者による性的虐待もそれに含めて解し、処罰を及ぼすべきものと考えられる。なお、改正刑法草案は、保護者による偽計・威力を用いた18歳未満の女子に対する姦淫行為の処罰規定（301条1項）を置いている。

(4) 非親告罪化

ここでも、安部哲夫は、告訴があまり期待できないことから、保護者による児童への性的虐待罪を新設し、親告罪の扱いから外すことの検討もすべきだとしている^(*)。林弘正も性的虐待に対する構成要件の新設を提言している。性犯罪全体の刑事規制を実効化するために親告罪でなくすることは検討されるべきものと思われる^(*)。

児童虐待の具体的な予防の対策は、地域における育児支援等の行政施策に委ねられるべきものであるが、現在は警察が地域住民の状況を把握しうる位置にいる。児童虐待は容易に起こりうるのだという視点で、予防の段階から連携が図られることが望まれる。虐待の結果が疑われる致死傷事例等を扱った場合には、他の子への再発予防のため、児童相談所への通告を行うというような対応が必要であろう。

2 発見

児童福祉法（昭和22年法164号）第25条は、要保護児童発見者は福祉事務所または児童相談所に通告する義務を定めている。しかし、これには発見者が通告を怠っても罰則規定がないため、実効的でないとされている。近年、児童相談所に対する相談数も飛躍的に増大しているとしても、イギリスと比較しても、著しく少なく、幼児の死亡例の中にも、虐待によるものが隠されている懸念も存在する。

早期発見のために、罰則付きの通告義務を規定するかについては議論がある。

日本刑法学会の大会において「児童虐待と刑事規制」のテーマでワークショップを主催してきた安部哲夫は、アメリカの通告制度の問題点を自覚しつつも、日本の児童虐待の顕在化に資するため、新たな通告制度の検討の必要を説いている^(*)。

日本子どもの虐待防止研究会（JaSPCAN－児童虐待への日頃の取り組みをする実務家、研究者の集ま

(*) 9) 安部哲夫：前掲論文

(*) 10) 林弘正「児童虐待への刑事的介入」吉田恒雄編『児童虐待への介入——その制度と法』尚学社（1999）102頁

(*) 11) 安部哲夫：前掲論文

り)は、1996年10月、時の厚生大臣に対して「児童福祉法等の改正への要望書」を提出したが、児童福祉法25条1項において、通告先を児童相談所一本にしぼること、2項において、列挙した専門職に対する通告義務、3項において、守秘義務違反については、その責任を負わず、通告内容が事実と反していた場合の民事・刑事上の責任を免責することを規定することを提案している。しかし、通告義務違反に対する罰則は当分見合わせるべきだとした(*12)。

「児童虐待の防止等に関する法律」は、児童虐待の早期発見のための措置として、次の条文をおいた。

第五条 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第六条 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第二十五条の規定により通告しなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第二十五条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待を発見しやすい位置にいる専門職に対して、特に早期発見義務を規定しているが、懈怠した場合の罰則は定めていない。また、守秘義務違反についての免責は定めているが、誤って通報した場合の刑事上・民事上の免責は定めていない。しかし、第七条に、通告を受けた児童相談所・福祉事務所の職員の守秘義務を定めているので、この段階で十分な調査と危険性に対する正確な評価がなされる保障があるなら、誤った通報に対する責任を問われる危険は少なくなるであろう。

アメリカの児童虐待通告制度の問題点として、報告を義務づけられた人が、治療関係にある患者との信頼関係を破ることになるという点で、葛藤状態に陥るとのこと、報告の増加のため、これらの報告を処理する余力がないことに、ソーシャルワーカーが苛立っているとされること等が指摘されている(*13)。イギリスにおいては、通告義務は規定されていないが近隣の人たちが周囲に気を配ることによって、また、関係諸機関の連携プレーによって、通告は実効的になされているとされる(*14)。

わが国において、この法の制定により、早期発見の実効化がはかられるかは、定かでない。専門家に罰則を科すアメリカでは、虐待を見逃せばライセンスの剥奪で死活問題になりかねないので、子どもの状態に敏感に反応するのであり、努力規定では、どれだけ効果があがるか疑問だとする意見も述べられている(*15)。

実効化の鍵は、人々の意識の変化である。小児外科や、保育所、学校等には、児童虐待の問題に絶えず目を向ける委員会等を組織して疑わしいケースの検討を行い、通報等の適切な措置がとられるような体制が整えられることが望ましい。今後の運用の成り行きを見定めて、検討がなされるべきである。

(*12) 日本子どもの虐待防止研究会「児童福祉法等の改正への要望書」日本子どもの虐待防止研究会第3回学術集会プログラム・抄録集115頁以下

(*13) Ruth Lawrence-Karski “United States-California’s Reporting System” in Neil Gilbert ed. “Combating Child Abuse: International Perspectives and Trends” p.10, p.20

(*14) David Berridge “England—Child Abuse Reports, Responses, and Reforms” in Neil Gilbert ed. op. cit. p.72
なお、イギリスにおける児童虐待への対応策については、小西聖子・高橋美和「イギリスの児童虐待に対する法的対応」萩原玉味・岩井宜子編「児童虐待とその対策」多賀出版、272頁以下(1998)参照。

(*15) 保坂渉「虐待防止法成立は救世主となるのでしょうか」JaSPCAN ニュースレター0号8頁

3 評価—体罰としつけ

家庭内のひどい暴力行為もしつけの名のもとに行われることが多い。学校教育法第11条は、校長及び教員の学生生徒等の懲戒権を規定しているが、「ただし、体罰を加えることはできない」という但し書きを置いて、身体的暴力の行使を禁止している。しかし、民法822条1項は、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。」とのみ規定し、体罰禁止の但し書きをおいていないため、折檻の名の元にかんがりの身体的暴力が許容されるような印象を与え、また、そう主張されることになる。また、「法は家庭に入らず」の原則も手伝って、家庭内の日常的な暴力が野放しになっているという現状があるのである。スウェーデンでは、1979年に、フィンランドでは1983年に、ノールウェイでは1978年に、親権者の体罰付加の権利を廃止している(*16)。「児童虐待の防止等に関する法律」は、第14条に次の規定をおいた。

- ① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。
- ② 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責を免れることはない。

民法上の懲戒権は、暴行罪、傷害罪その他の犯罪の法令に基づく違法性阻却事由と解されていたが、虐待にあたる行為は、違法性を阻却しないことを明記した点で一步を進めたものといえる。DV対策においても、日本では立ち遅れが指摘されている。家庭内における暴力行為は、特に幼児には、死活問題となるため、厳重な刑事規制が要求される。

4 救済

(1) 一時保護—児童福祉関係者と警察・検察との関係

通告後の処理方法として「児童虐待の防止等に関する法律」は、次の規定を置いている。

通告や送致があった場合、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うように努めるとともに、必要に応じ一時保護を行うこと(8条)、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事が、身分を証明する証票を携帯した児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができること(9条)とする規定が置かれた。そして、児童の安全の確認、一時保護、立ち入り調査若しくは質問の際、必要があると認めるときは、警察官の援助を求めるとする規定(10条)が置かれた。

英米においては、このような立ち入り調査・一時保護という強権的な措置を行う場合は裁判所の令状または判断が必要とされる。わが国においては、あくまで福祉的介入であるとして行政権限に委ねられている。しかし、濫用されれば著しい人権侵害を生じうる強権的な措置を行うのであるから、その判断には正確性・客観性が特に要求されることは、いうまでもない。一方で、児童を早期に保護するためには、児童虐待に対する専門的知識、経験に基づいた的確な判断が要請される。児童相談所にその権限が集約されているので、その内部に迅速・的確な判断をなしうる手続過程がきちんと整備される必要がある。より長期の介入的措置の必要性の判断をなす段階では、外部の教育・治療、各種の保護機関、警察等と連携した評価委員会等が組織される必要がある。児童相談所が援助的姿勢から対決的姿勢へと転換を迫られる場合、そのジレンマに悩むという点も指摘されており、その段階で、裁判所の判断をあおぐことも考えられてよい。虐待者に対する刑事訴追を進行させつつ、児童の保護をはかることによって

(*16) Neil Gilbert ed. "Combatting Child Abuse: International Perspectives and Trends" p.145, Oxford Univ. Press, 1997

スムーズに保護がなされる場合もあるであろう。児童福祉関係者と警察・検察当局との連携が円滑に行われる必要がある。

警察官の援助については、児童虐待は多くは犯罪を構成する行為なのだから、当然、警察の職責と重なり合うものである。警察に通告がなされることも多く、虐待に関する相談も増加しているとされる。しかし、子どもの養育権・監護義務は親権者に属しており、子どもにとっても、親元で、暖かく育てられるのが最大の利益であることに変わりなく、まず、刑事的介入よりも福祉的アプローチによる援助等によって家庭の修復が計られることが最善と考えられているのである。「法は家庭に入らず」の原則も警察の関与が手控えられてきた理由と考えられる。しかし、子どもの生命・身体という重要な法益が家庭内で危険に晒されているのだから特に慎重な対応が必要とされる。従来も保護者の暴力的行為が予想される場合等、警察の実力的援助が要請されてきたが、より強力な保護態勢を整えるための注意規定と第9条は考えられる^(*)17)。

虐待を受けている子どもを現実にもどのように救済するかについては、子どもの最善の利益を図る方向で検討がなされねばならない。保護者に対する援助・指導等によって修復可能ならば、福祉的・治療的介入による対処ができるだけなされねばならない。

しかし、保護者が親権をふりかざすなどして虐待の継続の危険性が絶たれない場合には、親子分離をし、親権喪失の申し立てをなすなど強権的措置が必要とされる。児童福祉法第28条は、保護者が施設入所に同意しない場合に家庭裁判所に承認を求める手続きを定めているが、従来の児童相談所介入例では、ほとんどこの手続きによらず、児童相談所の粘り強い説得によって保護者の同意をとりつけ施設入所措置がなされてきた^(*)18)。また、子どもにとっては唯一の存在である親の親権を将来にわたって喪失させてしまう申し立ても、その重要性に鑑み躊躇される傾向にあった。そのため、施設に入所させても、保護者の不当な引き取り要求等に悩まされ、実質的保護が図れないと言う指摘がなされていた。

(2) ケア受講命令

また、子どもに対する治療的介入と同時に、その幸せのためには、家庭の再統合がはかられることが望ましく、親に対して働きかけ、親が変わるような方策が必要であり、「ケア受講命令」のような強権的措置が行えるようなシステムの構築の必要が説かれていた^(*)19)。

第11条は、児童虐待を行った保護者に対して児童福祉司の指導の措置が採られた場合には、その指導を受けることを義務づけ、保護者がその指導を受けない時は、都道府県知事が指導を受けるよう勧告することができる」と規定している。

第12条は、児童福祉法第28条の規定により、施設入所の措置がなされた場合には、児童相談所長や児童を入所させた施設の長は、児童虐待を行った保護者について児童との面会又は通信を制限することができることを規定した。

また、入所措置解除後の虐待の再発を避けるために、都道府県知事は、入所措置解除の際には、指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴かななければならないとされた(第13条)。

そして、第15条に、民法に規定する親権喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならないとの注意規定が置かれている。

(*)17) 警察との連携については、第5回児童虐待防止研究会学術集会分科会報告「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」子どもの虐待とネグレクト2巻1号(2000)42頁以下参照。

(*)18) 岩井宜子・宮園久栄：前掲論文

(*)19) 日本子どもの虐待防止研究会「児童福祉法等の改正への要望書」日本子どもの虐待防止研究会第3回学術集会プログラム・抄録集115頁以下

救済の方法については、特に従来の手続きを変更せず、運用面の強化をはかる方策を規定したにとどまる。児童にとっては、家庭の修復が最善の利益であり、また、虐待の生ずる家庭の多くは、種々の問題を抱えた家族であることから援助を必要とする弱者と虐待者自身が捉えられるため、児童保護の過程での刑事的介入は予想されていないように見える。しかし、弱者であるがゆえの犯罪もありうるものであり、児童虐待行為の多くは犯罪を構成する。刑罰は刑務所に入れることのみではなく、種々の態様のものが考えられうるものであり、保護観察処分の遵守事項として、「ケア受講命令」を発することも可能であろう。福祉犯として、家庭裁判所の管轄とし、刑罰に代替する処分として、家庭の修復に最も必要と考えられる処置を科すことも考えられる。それが、虐待者自身が変わらねばならないという強力なインセンティブになりうると思われる。刑事規制を背景として、より強力な児童保護のシステムを構築しうると思われるのである。

第4 おわりに

以上、述べてきたように、児童虐待が生ずる家庭は、多問題を抱えていることが多いため、できるだけ、福祉的対応を強め、家庭そのものへの指導・援助を行うという従来の方針は、支持されてよい。しかし、急速な社会変化の中、育児はより困難な仕事となってきている。社会を挙げての育児支援が要請される。それとともに、虐待という意識なく行われる不適切な育児方法（体罰等）に対しても、適切な介入指導が行われる必要がある。

潜在化しやすい児童虐待問題に対しては、児童の養育に関わるすべての社会組織が連携して、その発見・救済に関わるのが肝要である。子どもの人権を侵害する問題のため、司法機関もその保護のために、適切な関与を行う必要がある。

児童相談所や児童養護施設のより一層の整備・強化を図るとともに、民間の保護団体の育成、学校・警察・司法機関の適切な連携がシステム化され、より実効的な児童虐待への対応システムが作られることが期待される。

本研究から見えてきた子どもや家族への治療やケアに対する示唆

国立成育医療センター こころの診療部 部長
奥山 眞紀子

第1 緒言

近年の子ども虐待に対する社会的関心の高まりの中で、子どもを命や身体的傷害の危険から守るための介入の方法は少しずつ確立されてきている。しかしながら、虐待を受けた子ども達の危険はそれに留まらず、精神的な危険、再び虐待を受ける危険、弱いものや自分の子どもに身体的・非身体的暴力を振るう危険などをもっている。精神的な危険に関しては、うつ、依存症、食行動異常、解離性障害、境界型人格障害、反社会的人格障害などの問題を持っている人に、過去の被虐待体験が多いことが報告されている（奥山，2000b）。再被害の危険に関しては、虐待を受けた子どもは虐待を受けやすい行動パターンをとることが知られているし、虐待のチェーンに関しては、虐待をしている親の中に、被虐待体験を持った人が多いことや、攻撃性が高くなる人が多いことが知られている。これらの危険から子ども達を守るために、早期発見や早期介入のみならず、早期からのケアや治療が必要と考えられるようになってきている。

前回の研究では、2001年の報告書にあるように、少年院入院者のうち、家族からの被害を受けたことのあるものは72.8%（男子の72.0%，女子の79.5%）と高率であり、家族以外からの被害も加えると、95.9%（男子の95.9%，女子の96.3%）とほとんどの子どもに被害経験がある。つまり、反社会的行為と被害体験は裏表の関係にあることがここでも明白になった。それを受け、今回は、一般人口における家族内被害の頻度とその内容を探るべく、調査がなされた。その結果を踏まえ、更に、これまでの知見を加えて、被虐待児が反社会的行動やその他の精神的問題をもつことを予防するために、どのような治療やケアが必要であるかを考察する。

第2 今回の研究に対する考察

1 被害を受けている頻度

今回の一般人口調査では、被害を受けたと答えた人の数は21.7%であった。少年院調査では、間接的暴力を含んでいないにもかかわらず、家族内被害だけで72.8%あったことを考えると、少年院に入院している子どもたちは、一般人口に比較して明らかに被害を受けている子どもが多いことが明らかになった。

2 虐待の種類

虐待の種類では、一般人口では、間接的暴力、心理的暴力、身体的暴力、ネグレクト、性的暴力の順であった。全国児童相談所への相談件数の統計からは、ネグレクトを主たる相談としているのが、37.8%と4割近くを占めている。一方、本調査では、ネグレクトがあったと答えたのは、一般人口調査では虐待があったと答えた人の17.4%，少年院の調査では虐待ありと答えた人の10.8%といずれも低い値と

なっている。しかも、これは主たるものと限ったものではなく、その差は更に大きいと考えられる。その要因の一つとして、今回の調査が少年院も一般人口調査も本人の記述によるものであったと言うことが上げられる。つまり、記憶としてとどめられている虐待としては他の虐待に比べてネグレクトは比較的少ない可能性がある。実際には、愛着の問題など、精神的な問題の一員として大きいネグレクトが本人にとっては虐待と認識されていない可能性が高いと言う事実を示しているものと考えられる。

一方で、今回の一般人口調査では、心理的虐待が非常に多く認められている。しかも、心理的虐待がその後に影響を与えている。子どもにとって最もつらいのは、叩かれることより、自分を認めてもらえないことであることが示唆されていると考えられる。少年院における調査では心理的虐待を特定していないため、比較は出来ないが、自分を支えてくれるはずの親から否定されることは非常に大きなトラウマになる可能性がある。これまでは、子どもの安全性の問題から、身体的虐待やネグレクトに注意が向いてきたが、将来の心理的トラウマを考えると、心理的虐待の重要性が示されているものと考えられる。

3 虐待者に関して

今回の一般人口調査では虐待者に関する問いはないが、面接をした44ケースでは、主たる虐待者は実父が最も多く、40.9%を占めていた。少年院調査でも、実父が加害者であることが多かったが、被害児が女子の場合は身体的虐待でも実母と実父がほぼ同数であった。平成13年度の児童相談所への相談の統計では、虐待者の88%が母親であった。児童相談所への相談では、主たる虐待としてネグレクトが多く、その虐待者が母親とみなされることが多いことが一つの要因として考えられるが、それだけでは説明がつかない。児童相談所への相談では、3歳未満が多く、その時期に子どもと最も接しているのは母親であることも影響しているのかもしれない。今後の検討課題であろう。

また、今回の面接をした44ケースでは、虐待者である父親にアルコール乱用が比較的多く認められていた。少年院群でも父親の負因は多く認められている。また、兄弟からの虐待も見られている。親の心理的な対応の問題が兄弟同士の問題につながっていると考えられるケースも少なくない。

4 家族に関して

今回の面接を行った44ケースに関しては、家庭内に様々な問題があるにもかかわらず、父母の離婚は7ケース、施設入所が2ケースであった。つまり、残り35ケース(79.5%)が何らかの形で家族が維持されており、そこで育っている。それに対して、少年院調査では、虐待を受けていた群の男子では44.4%、女子では54.5%が実父母の離婚を経験している。今回の44ケースも精神的に様々な問題を抱えているが、反社会的行動に至るかどうかは家族そのものの崩壊が何らかの影響を与えているのかもしれない。家庭という強い境界が維持されることが、問題を内在化させることにつながり、家族の境界が崩されることが、問題を外在化させることにつながる可能性もある。しかし、今回の結果からだけで結論を出せるわけではない。今後の更なる研究が必要である。

一方、貧困家庭の割合は一般人口の44ケースでは約25%、少年院で虐待歴のあった子どもでは、男子で26.2%、女子で33.1%であり、貧困が反社会的行動に直接結びついているとはいえない結果であった。

5 子ども時代の介入に関して

今回、面接が行われた44ケースのうち、実際に虐待が行われていたときに児童相談所がかかっているのは2ケース(4.5%)しかない。少年院ケースでは約1/4が児童相談所との関わりがあり、養護施

設入所児は7.2%であった。児童相談所への相談は、虐待相談であるのか、非行に関する相談であるのかを特定することが出来ないため、確定することは出来ないが、養護施設入所児の比率が高い背景には、リスクの高い虐待があり、分離が必要であったケースが多いのか、家族の問題があり、養護施設入所につながったのかどちらかであると考えられる。

第3 虐待とその後の精神的リスクに関して

1 虐待とリスク

一般人口調査でも虐待を受けた44ケースでは、少年院にこそ入院しているケースはいなかったが、心身症状が43.2%、自傷が9.1%、自殺企図6.8%、自殺念慮が29.5%と精神的には様々な苦痛を抱えている。今回の調査からは、非虐待群との比較は出来ないが、多くの人が虐待と関係があると考えており、虐待を早期に解決することは将来の苦痛の予防につながると考えられる。また、今回の44ケースでは重篤ではないものの、軽い非行（刑罰法規に触れる行為）が8ケースあった。虐待が直接の原因になっているかは証明することは出来ない。虐待をするような性格傾向が遺伝することにより、問題につながると考えることも不可能ではない。しかし、虐待があることは、その後の精神的問題や行動の問題のリスクの指標となることは明らかである。したがって、虐待を早期に発見して、被虐待児のケアを行うことは、その後の精神的問題や行動の問題を予防することにつながると考えられる。

2 被虐待児の性格傾向

少年院調査においての、家族からの被害・被虐待経験と最も強く関連しているのは被害感や対人不信感であるという結果、及び身体的虐待とネグレクトを同時に受けた群や早期から長期に渡って虐待を受けた群に性格特性への影響が強いことは、臨床的傾向と一致する結果であった(奥山ら, 2001)。被害感や対人不信感は愛着の問題と関係があると考えられる。また、時期の問題に関しては、我々の調査でも、臨床群では乳児期からの虐待が多いことが明らかになっている。低年齢からの虐待に関しては、出来るだけ早期に介入を行い、対人関係の悪化を防ぐこと、つまり、愛着形成を促すことが重要であることがわかる。

3 愛着の問題

愛着とは遺伝的に組み込まれている行動パターンであるが、生まれて早期に引き出されることで身についていく行動パターンであると考えられている (Bowlby J, 1993)。その重要な要素は、子どもへの同調と包み込む行動である。子どもにリズムを合わせることで、子どもは愛着対象との一体感を育て、愛着対象がミラーリング (Fonagy P, 2002) によって表現する感情を自分の感情として認識していくと考えられている。また、やさしく包み込まれる感覚により、子どもは安全に保護されている間隔を育てると同時に、自分の感情をも包み込んで安定させてもらうことにより、それを取り込んで、“自己”を一定に調節して、包含することを身につけていく。保護されている感覚から、安全感を育てた子どもは、些細な刺激ではこころの傷を負うことは少ないが、愛着による安全感がないと、トラウマを負いやすい(奥山, 2000a)。また、保護されていないため、自分で自分を守ろうとして、臨戦態勢をとらざるを得ない。常に過覚醒で集中することが出来ず、攻撃性を高める傾向がある。また、良い愛着が形成されないとき、子どもの他者との関係のパターンは、混乱したものになり、他者に対する信頼は育たず、希求し

つつも不信から回避をとる関係性が多くなる（奥山，2001）。

さらに、一度愛着関係が育っても、愛着対象からの裏切りがあると、子どもの愛着パターンは悪化することがある。愛着対象への信頼感が崩され、安全感も失っていく。性的虐待を受けた体験のある人が、それ以前に育っていたはずの愛着パターンが崩れ、自分の子どもにうまく愛着行動を示せないこともある。

4 外在化問題と内在化問題

筆者が以前に行った臨床例の調査でも、在宅ケースと施設入所ケースを比較すると、施設入所ケースのほうが社会に対する攻撃性が高く、在宅ケースのほうが、社会に対して回避の傾向が強い結果となっていた（奥山，1999）。今回の調査では、少年院ケースでは親の離婚体験が多いのに対して、一般人口で虐待を体験した44ケースでは親の離婚体験はそれほど多いものではなかった。虐待が続く家庭の中にずっと閉じ込められた状態にあると、攻撃性が自己に向き、うつ状態や自殺念慮、心身症状などにつながる可能性があると考えられる。それに対して、家庭が崩壊することにより、社会と家庭の間の境界が低くなり、攻撃性を社会に向けることが出来るのかもしれない。

もう一つ、外在化にかかわる可能性があるのが、直接受ける暴力であろう。少年院群で身体的暴力を受けている子どもが多かったことはそれを示していると考えられる。一方、内在化問題と結びつく可能性が高いのが心理的虐待であるかもしれない。一般人口における調査で、頻度も高く、その後の自分に影響したと考えられているのが心理的虐待である。心理的虐待で、自己の価値が低められる体験をすることにより、攻撃性は自己に向かい、内在化問題に結びつくとも可能である。

ただ、本人にとっては、外在化させることと内在化させることではその方向が異なるだけで、苦痛はどちらも同じように存在する。どちらも重要な問題であり、そのような問題につながらないように初期からの介入が必要であると考えられる。

第4 子どもの治療とケア

1 年少児への介入

上記のように、虐待を早期に発見、介入して、子どもに対する治療やケアをすることで将来の精神的危険を回避することができる可能性がある。子どもの治療やケアの目標としては、適切な自己感の獲得にある。子どもが乳児期もしくは幼児期早期であり、愛着の再形成が可能であるときには、子どもを包み込みながら、同調し、子どもの感情のミラーリングをするという愛着の基礎的な行動の繰り返して愛着の再形成が可能である。

しかしながら、幼児期後期以降になり、子どもの対人関係の問題が悪化していると、乳児期と同じような形での愛着形成が困難な場合がある。そのような子どもに対しては、心理的な包含、他者との皮膚感覚を育てるためのマッサージ、遊びを利用した同調、言語を利用したミラーリングなど、愛着によって得られるはずだった機能を補填するために、乳児期に比べて技術を要する対応が必要になる。

また、子どもの自己感の問題を的確に評価し、それに対する治療プログラムを立てることも必要になる。例えば、感情の把握が困難な子どもに関しては、感情を示す表情の絵の利用によって自分の感情を示すような指導を行い、感情のコントロールを支援することも意味がある。また、自己の連続性に問題があると考えられる子どもに関しては、日常生活プログラムを出来るだけ一定の繰り返しにし、子ど

もの連続する能力に合わせた時間内での自分の行動の振り返りを行ったり、数日間のカレンダーで昨日と明日の感覚を養うといった工夫も必要になる。このような基本的な自己感を思春期前に育てておくことが、その後の人格形成に非常に重要である。

更に、今回の研究から、外在化問題に発展することを防ぐには、家族という小さな単位の構造が何らかの形で維持されていることが有効であると考えられる。虐待のリスクから分離をしなければならない子どもたちに対し、再統合の可能性のあるケースには親子の関係の再構築の支援を行いながら、一方で、出来るだけ家族に近い構造を提供することが望まれる。里親制度の拡充、施設の小規模化などの生活形態を安定で親密なものにしていく必要があると考えられる。

2 思春期以降の治療・ケアに関して

思春期になると、通常でも自立のための権威に対する反抗、自己像の混乱による自己制御の問題などが出てくる時期である。更に、もともと自己感が十分に発達していなかった子どもが思春期に入ると、更に大きな問題が生じてくるのは当然である。また、ミラーリングの不足から、自分の心も他人の心も読むことが苦手な子どもたちにとって、空虚感や自己否定感が高まる時期でもある。

① 評価

虐待を受けて育った思春期の子どもたちの治療やケアを行うときには、まず、子どもの状態を的確に評価することが重要である。乳幼児期の子どもたちに比べて、様々な体験が加わり、問題が多様になってきているからである。また、逆にそれほど根深い問題がなくても人格の問題を持った子どもと同じような行動をとることもまれではない。したがって、表面に現れている行動の問題だけを捉えるのではなく、まず、その子どもの精神的状態 (Mental Status) をしっかり把握し、生育歴や心理検査も参考にしながら、子どもの心理的評価をまとめることが重要である。一言で虐待といってもそれがどのように子どもに影響したかは様々である。受けた虐待の内容を聞くだけでなく、そのときの家族の反応、子どもの気持ち、などを把握しながら、援助の方法を考えることが重要である。

② 枠組みの設定

虐待を受けた子どもは、これまで述べてきたように、自己調節が困難になることが多い。その為に、自分の枠組みがうまく作れない子どもが多いのである。それが思春期になり、攻撃や性の衝動が強くなり、自己が大きく変化する時期になると、更に自分の範疇に自分を包含 (contain) する (Bion WR, 1959)、ことが困難になるのである。その為に、生活に枠組みがつけられる必要のある子どもが多い。養護施設では枠組みが緩やか過ぎて、児童自立支援施設が必要になるのもこの次期の子どもが多い。医療的な入院でも、一般病棟では困難で、閉鎖もしくは半閉鎖の精神科病棟が必要になることが多い。更に、自己調節が困難になって自分を納めきれなくなることが激しいとか、他者からの侵入感が強い子どもには個室での対応が欠かせない。その程度がやや軽い子どもでも、自分を抑えられなくなったときに過ごす個室が必要になる。

③ 自己感の回復

自己感に問題のある子どもは多い。特に、自分の感情を否認する傾向が強く、他者の感情を捉えることが困難な子どもに対しては、生活の中で周囲の大人たちが自分の感情を言語化して、子どもにも自己の感情の言語化を促進する関わりが必要である。自己の連続性に問題のある子どもに対しては、日記の利用、カレンダーの確認、などといった工夫を通して、自己の連続性の確認を行っていくことが求められる。更に、自尊感情、特に人から受け入れられているという感情が少ない子ども達に対しては、認められているという感覚を育てるようなかわりを工夫する必要がある。

④ 信頼感の回復

思春期の子ども達は自分の裏切りより他者から裏切られることに対するいらだちが強い。その中で信頼感を回復していくことは非常に大切なことである。

⑤ 集団を利用した治療

思春期は権威を否定して同年代の仲間にアイデンティティーを求める時期である。そのような時期には同年代の集団を利用した治療が有効になることが多い。集団での過去の虐待体験の共有や集団を利用したロールプレーなども有効であろう。今後の課題である。

第5 親・家族の治療とケア

親の治療やケアに関しては、まだ実践も研究も進んでいないのが実情である。しかし、親の治療やケアがなければ、分離されている間は一見改善したように見えても、結局再統合すると虐待が繰り返されることになる。親の治療やケアに関しては様々なところで試みが開始されたところである。

1 親・家族アセスメント

どのような治療やケアを行うかは、まず、親・親子関係・家族のアセスメントが重要になる。神奈川県虐待防止対策班 親指導チームの作成したチェックリストを使用したアセスメントは一つの形として有効であろうと考えられる(神奈川県虐待防止対策班, 2003)。そこから読み取れるアセスメントのポイントは以下のとおりであると考えられる。

① 子どもの育てやすさのアセスメント

② 親の状況に関するアセスメント

虐待の事実を認めているか、子どもの痛みがわかるか、衝動がコントロールできるか、精神的な安定がはかられているか、他人に支援を求めることができるか、精神障害の有無、など

③ 家族の状況に関するアセスメント

生活基盤がしっかりしているか、夫婦関係の問題、支援を受け入れる体制、家族のストレス状況、など

④ 親子関係のアセスメント

信頼感があるか、互いに肯定的に評価しているか、互いの居場所があるか、など

2 親・家族の支援計画

① モチベーションの形成

上記のようなアセスメントを行い、どのような支援が行えるかを判断する。自分の行為が虐待に当たることを受け入れず、支援を受け入れようとしない親や家族への支援はほとんど困難であり、親子が同居していくことは危険である。まずは、親が支援を受け入れて、自分を変えようとするモチベーションを持つまでが最も重要である。多くの場合、この過程に長期の時間を費やすことになる。

② ゴールと期間の設定

支援を受け入れることができた親や家族には、あるゴールを設定して、支援を行っていくことが求められる。例えば、半年間のゴールを設定し、そこまでの間、定期的な治療を行い、その半年間でゴールが達成できたかどうかを判定するといった過程が求められる。

③ 支援の内容

支援の内容は、その人の精神的状態に応じて、個人療法を中心とする、家族療法を行う、グループ療法を行う、などの方法がある。グループ療法は非常にパワフルな治療であるが、グループのメンバーの選択がとても重要である。個人の評価を行い、グループを形成することが後の治療の成功不成功につながる。また、リーダーの存在も大きい。一般的には5-6人のグループで2-3人のリーダーが必要である。また、グループ治療を行う際のルールを上手に決めることもグループ治療の成功を左右する。そのような枠組みの中で、グループの力を利用した治療を行う。どのような療法を行うにしても、できるだけトレーニング受け、明確な意識を持って始める必要がある。

④ 再評価

支援がどの程度進んでいるかを定期的に再評価することが重要である。個人のための治療と異なり、その発達が待たないでいる子どもの求めに応じた治療のためにはスピードが必要である。支援が滞っている時には新たな方法を見出さなければならない。

第6 最後に

今回の法務総合研究所での研究は、被虐待体験と触法行為の関連を大掛かりに調べた研究として、非常に重要である。また、一般人口調査を行うことで、更に、その比較を行うことが可能であった。今後、この結果が触法行為の予防、触法少年への治療やケアなどに活かされていくことを期待する。

参考文献

- Bion, W.R., *Attacks on linking*, International Journal of Psycho-Analysis, vol. 40, 308-315, 1959
- Bowlby, J. (二木武 監訳「母と子のアタッチメントーこころの安全基地ー」医歯薬出版, 1993)
- Fonagy, P. et al., *Affect Regulation, Mentalization, and the Development of the Self*, Other Press. New York, 2002
- 神奈川県虐待防止対策班「再統合に向けた評価の取り組み。厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究(主任研究者 庄司順一)」, 平成13年度研究報告書, 97-119, 2003
- 奥山眞紀子「被虐待児の精神的問題に関する研究 1」精神保健外来を受診した被虐待児56例の分析」, 平成10年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究報告書, 312-316, 1999
- 奥山眞紀子「不適切な養育(虐待)と行動障害」, 小児の精神と神経, 40, 279-285, 2000a
- 奥山眞紀子「児童虐待」(中根充文, 飛鳥井望 編集「臨床精神医学講座 S6 外傷後ストレス障害(PTSD)」, 204-214, 中山書店), 2000b
- 奥山眞紀子ら「被虐待児の精神症状の特徴ー愛着を含む他者関係および自己制御の問題を中心としてー」, 平成12年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業) 被虐待児童の処遇及び対応に関する総合的研究報告書, 426-446, 2001

児童虐待防止市町村ネットワークの可能性

淑徳大学社会学部教授

日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長

柏 女 霊 峰

はじめに

児童虐待が大きな社会問題となっている。これに対応して、政策的にも様々な方策が試みられてきた。しかし、児童虐待の防止等に関する法律の施行によりもたらされた児童虐待件数の著しい顕在化は、児童相談所や児童養護施設を中心とする従来の保護・支援体制の限界をもたらし、新たなシステムの構築が必要とされてきている。特に、地域、市町村における児童虐待防止への取組の強化は大きな課題とされており、その充実が求められている。

本稿においては、近年、市町村における児童虐待防止体制の強化を図る方法として注目されている、機関連携に基づくネットワーク型援助の現状と今後の可能性について、主として著者らのこれまでの調査研究等に基づき考察を進めることとしたい。

第1 児童虐待防止市町村ネットワークの必要性

児童虐待が増え続け、大きな社会問題、政策課題となっている。これに呼応し、児童虐待防止市町村ネットワークに注目が集まっている。その理由は、大きく4点ある。

まず第一に、児童虐待対応の中心機関である児童相談所の限界が挙げられる。つまり、平成12年11月の児童虐待の防止等に関する法律の施行にともない、児童相談所に対する児童虐待の相談・通告件数が飛躍的に伸びたが、その結果、設置か所数、職員数の少ない都道府県の行政機関である児童相談所の負担が大幅に増加し、児童相談所のみでは対応不能となってしまったのである^(*)。

第二に、児童虐待の発生要因からもたらされる必要性が挙げられる。児童虐待という現象は、多くの要因^(**)の複合によって生ずることが一般的である。一方、児童虐待に対して支援を行う専門機関・施設や地域の社会資源は、それぞれ固有の機能や援助の限界をもっている。そのため、児童虐待事例に関係する多くの機関の合意と役割分担等に基づく援助のネットワークを構築しつつ、総合的に支援することが必要とされているのである。

第三に、現行児童福祉実施体制の限界を挙げることができる。つまり、現在、都道府県を中心として構成されている児童福祉実施体制がもつ限界、すなわち、住民の生活にもっとも密着した市町村の役割不足が、地域における児童虐待への取り組みを弱いものにしてしまうと考えられるのである。市町村の児

(*1) 児童虐待の増加にともなう児童相談所の負担増の現状については、柏女霊峰編『児童虐待とソーシャルワーク実践』ミネルヴァ書房、2001等をご参照いただきたい。

(*2) 厚生省の「子ども虐待対応の手引き」は、児童虐待の発生要因について、親自身の問題、ストレスフルな家庭状況、社会的孤立、子どもの特徴、親子関係の特徴などを挙げている。

児童虐待防止に対する役割強化の期待に関し、それに対応する市町村が多くの専門家を抱えた児童問題専門機関を設置することができない以上、こうした問題に対しては、管内のいくつかの専門機関が力を合わせて対応することが必要とされる。ここにも、ネットワーク形成の必要性が認められる。

そして第四に、地域支援の必要性を挙げることができる。児童虐待の未然防止、家族の再統合や養育機能の再生・強化のためには地域における総合的な支援が欠かせず、そのためには、地域における児童虐待の防止や再発抑止の体制を強化することが必要とされているのである。

第2 児童虐待防止市町村ネットワークへの期待

こうした児童虐待防止市町村ネットワークの必要性とそれらに対する期待の高まりに対応し、先駆的な地方自治体は、近年、独自事業としてネットワークの創設を図ってきた。このようなネットワークのなかには、児童虐待防止を包含する広義の子育て支援ネットワークとして構築されているものも多くなっている。

こうした動向を踏まえ、厚生労働省も平成12年度から児童虐待防止市町村ネットワークに対する国庫補助事業を開始し、市町村における児童虐待防止ネットワークの普及に乗り出すこととなった。

この事業は市町村の事業であり、厚生労働省の実施要綱^(*)3)によれば、地域における児童虐待の防止と早期発見に努めるため、地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関・団体等から構成する児童虐待防止協議会を市町村に設置し、児童虐待についての情報交換、効果的な連携、啓発活動等を行い、あわせて、随時、具体的な虐待事例の検討を行うネットワークである。こうした補助事業にも支えられ、近年、ネットワークの創設は大きな広がりを見せている。

第3 市町村における援助機関・施設・事業の現状と課題

しかし、その内容については、まだまだ検討すべき課題が多い。効果的なネットワーク形成を進めていくためには、ネットワークに参画する様々な機関・施設の現状、機能と限界についての正確な把握と理解が欠かせない。

著者ら^(*)4-11)は、これまで、児童相談所並びに市町村における児童虐待防止に関わる様々な機関・施設・

(*)3) 児童虐待防止市町村ネットワーク事業は、子どもの心の健康づくり対策事業の一環として平成12年度から創設された事業である(平成9年9月29日付児発第610号厚生省児童家庭局長通知『子どもの心の健康づくり事業について』第三.5)。

(*)4) 柏女霊峰・中谷茂一・林茂男・網野武博「児童相談所の運営分析」『日本総合愛育研究所紀要』第32集, 日本総合愛育研究所, 1996

(*)5) 柏女霊峰・中谷茂一・林茂男・網野武博「児童相談所専門職員の執務分析」『日本総合愛育研究所紀要』第33集, 日本総合愛育研究所, 1997

(*)6) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・網野武博・林茂男・新保幸男「家庭児童相談室の運営分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集, 日本子ども家庭総合研究所, 1998

(*)7) 柏女霊峰・新保幸男・山本真実・尾木まり・谷口和加子・林茂男・網野武博「家庭児童相談室専門職員の執務分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集, 日本子ども家庭総合研究所, 1999

事業について、その現状と対応上の課題について調査研究を進めてきた。また、松原ら^(*12)も、児童委員や主任児童委員の活動について詳細な分析を行っている。ここでは、それらの先行研究をもとに、市町村における各機関・施設等の児童虐待防止に関する対応の現状と機能並びに限界について整理していく。

1 福祉事務所（家庭児童相談室）

著者らは、全国の家庭児童相談室の運営並びに専門職員の執務分析を行った。その結果に基づき、福祉事務所（家庭児童相談室）の児童虐待への関わりを総合すると、次のようになる。

すなわち、児童相談所が要保護性の高い狭義の児童福祉相談に個別的・継続的に関わり、福祉事務所（家庭児童相談室）は児童相談所と密接に連携しつつ、それらの相談に地域レベルで対応する役割を主として果たしている現状が指摘された。つまり、本来、地域に密着した気軽な相談機関として期待されている家庭児童相談室は、要保護児童問題の複雑・多様化を受け、主として児童虐待等の要保護児童問題に力を割かざるを得ない状況に置かれていることが明らかとなり、このため、住民が気軽に相談し、かつ、援助・情報提供を受けられる機能が欠落している現状がみられることも明らかとなった。

また、家庭児童相談室の体制は、1名の社会福祉主事（実際には、業務の2割程度しか児童福祉関係業務を行っていない。）と非常勤家庭相談員が2名という配置がもっとも多く、その体制はかなり脆弱であった。さらに、都道府県設置の家庭児童相談室は市設置の家庭児童相談室に比して事務的業務の割合が高く、町村部における福祉部門の相談体制の脆弱さも指摘された。つまり、福祉事務所（家庭児童相談室）だけでは、深刻化する児童虐待を地域において支援していくことは不可能に近いことが示唆された。

2 保育所実施型地域子育て支援センター

次に、著者らは、全国の保育所実施型地域子育て支援センターの運営実態調査を行った。この結果によると、保育所実施型地域子育て支援センター事業は、乳幼児及びその親に対して居場所を提供し、親たちの相互援助を活性化し、求めに応じ保育士等が相談に応じ、また、必要な場合には狭義の児童福祉援助を行う児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）等の機関に紹介する機能を果たし得ることが指摘された。

地域子育て支援センター事業は、児童虐待問題の解決に直接関わるのではなく、その前段階の日常生活上の育児ストレスや不安への対応を行う機能を発揮するものといえ、また、問題の解決を目的とする

(* 8) 山本真実・柏女霊峰・尾木まり・谷口和加子・新保幸男・林茂男・網野武博「家庭児童相談室の運営分析(2)」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第35集，日本子ども家庭総合研究所，1999

(* 9) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・林茂男・網野武博・新保幸男・中谷茂一「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第36集，日本子ども家庭総合研究所，2000

(* 10) 柏女霊峰・山本真実・谷口和加子・尾木まり・林茂男・網野武博・新保幸男・中谷茂一・谷口純世・窪田和子「市町村保健センターの運営実態と子ども家庭福祉相談体制の課題」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第37集，日本子ども家庭総合研究所，2001

(* 11) 柏女霊峰・山本真実・尾木まり・谷口和加子・伊藤嘉余子・新保幸男・林茂男・中谷茂一・窪田和子「市町村保健センターの運営及び子育て相談活動分析」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第38集，日本子ども家庭総合研究所，2002

(* 12) 松原康雄ほか『平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書 児童委員活動の業務の計量に関する調査研究』，2002

個別的な相談活動を主目的とするのではなく、居場所としての機能や親たちの相互援助機能を活性化することにより問題の解決や支援を行う機能を発揮することが期待されているといえる結果であった。

すなわち、児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）が狭義の児童福祉関係相談に個別的・継続的援助を行っているのに対し、地域子育て支援センターは、乳幼児を中心とする地域の子育て家庭に対し集団的・支持的・情報提供的援助を行っていることが明らかとなり、両者の機能は相互補完的であった。

しかし、この調査からは、必ずしも地域子育て支援センターが地域の関係機関、サービス調整の中核としての機能を果たす姿はみえてこず、要保護性の高い児童や子育て家庭に対して地域レベルでケースマネジメントや在宅サービスの調整を行い、ソーシャル・サポート・ネットワークを形成・活用しつつ援助を行ういわゆるファミリー・ソーシャルワークの機能を果たすところまでは、現状では期待しがたいことも同時に明らかとなった。

3 市町村保健センター

続いて著者らは、市町村保健センターの子育て相談、児童虐待対応に関する運営実態調査を実施したが、その結果によると、児童虐待への対応に関して保健センターが果たしているのは、現段階では、家庭訪問による家族支援が大きいことが明らかになった。これは、日常の保健業務の一環として家庭訪問を行うため、そこでの相談が中心になっていることが予想された。

すなわち、前述したとおり、現在は、市町村の福祉サイドにおいてファミリー・ソーシャルワークを展開する体制が構築されていないため、その部分をセンター保健師が家庭訪問時に対応していると考えられた。しかし、今後のセンターの方向性に関しては、回答に当たったセンターの保健師の多くは、ネットワークの充実とともに、福祉分野においてファミリー・ソーシャルワークが展開できる体制を構築していくことこそが必要と考えていた。そして、それにともない、保健センターや保健師の役割は、健診を通して「予防・啓発・教育」といった虐待発生予防や地域保健の向上にシフトしていくべきであると考えているという結果であった。

これらのことから、市町村保健センターが、現在の児童虐待に対する尽力のみをもって、市町村における児童虐待防止対応の中心機関となり得ると短絡的に期待することはできない。しかしながら、市町村保健センターは、児童虐待防止ネットワークのなかでは大きな役割を果たすことが期待できることが明らかにされた。たとえば、親が相談等に対して尻込みしてしまう場合や、素直にアドバイスを受け入れることができないというような場合に、市町村保健センターが、健診というソフトな介入を行うことで親に対する支援の糸口を確保することも可能にするであろう。

また、保健師の意識からいえば、センターが現在の家庭訪問を中心とした子育て支援から、健診業務を窓口広く子育てに関する情報提供を行い、虐待やネグレクトを予防し、そこに至るまでの一次的な子育て支援を担っていくという方向性も考えられるであろう。さらに、児童相談所や福祉事務所など児童福祉関係機関や教育機関との連携を担う地域ネットワークのコーディネーターとしての役割も考えられる。狭義の福祉的対応を担うのはそれぞれの専門機関であるとしても、それ以前の軽い段階での支援・援助機能をネットワークのなかで担っていくことにより、緩やかなネットワークの中心的存在として機能することは可能であろう。このように、市町村保健センターは、単独で児童虐待対応の中心機関として機能することは困難であるにしても、今後、児童虐待防止のネットワークのなかで大きな役割を果たす可能性があることが示された。

4 児童委員

松原らは、児童委員、主任児童委員の活動に関する業務量調査を平成13年度に実施している。この結果は、児童委員の地域における児童虐待防止活動の機能と限界を如実に示している。

松原らによると、児童委員が1か月に費やした児童委員としての活動時間は平均6.8時間、主任児童委員でも21.1時間であり、専門職員のわずか1～3日分であった。また、1年間の間に担当した個別援助事例は児童委員で平均1.3件、主任児童委員で1.9件であり、きわめて限定されていた。児童委員は民生委員を兼務しており、このため高齢者や障害者福祉、公的扶助など児童福祉以外の業務がほとんどを占めていることと指摘されていたが、まさに、そのことを時間的にも実証したことになる。

ただ、そのことは、児童委員や主任児童委員が児童虐待支援に期待できないということを示すものではない。児童委員や主任児童委員は専門職ではない。そういう意味では、児童虐待に対する支援に一定の限界があることは事実であろう。しかし、専門家にも支援の限界はある。たとえば、親子に対する日常的な声かけやちょっとした手助け、見守りなどの支援活動は、公的機関や専門職では限界がある。

松原(*13)も指摘しているように、児童委員が効果的な個別援助活動を展開していくに当たっては関係機関・施設のネットワークが必須のことであり、そのうえで適切な役割分担がなされていくことが必要である。つまり、児童委員や主任児童委員その他ボランティア、NPO等による地域レベルの活動は、虐待防止ネットワークのなかに位置づけられて初めて大きな力を発揮するといえるであろう。

第4 児童虐待防止市町村ネットワークの意義

このように、市町村の主たる保健福祉機関・施設のうち、そのいずれもが、単独では児童虐待事例に対応していくことが不可能であることが示されている。また、既に述べたように、そもそも児童虐待は複合的要因により発生するため、単独の機関のみでは援助が不可能であるといえ、地域レベルでの援助には多くの機関の参加するネットワーク型援助の必要性が示唆されるのである。

著者(*14)はこれまで、児童虐待の増加がもたらした現行相談援助体制の限界に対応し、児童家庭福祉相談体制の再構築の視点について以下の4点を指摘してきた。

① 介入的サービス・システム

児童虐待に代表されるような保護者が介入・援助を希望しない事例に対しても、児童の最善の利益確保のために必要な介入・援助が速やかに実施できるシステムを構築する。

② 親子の心のケアサービス・システム

児童と保護者の心理治療的援助、心のケアに対応できる社会資源を整備し、たとえば援助を希望しない保護者に対しても援助のプロセスに乗せていくことを可能とする仕組みを創設するなどして、親子の心のケア体制を確保する。また、社会的養護体系の見直しにより、その小規模化、地域化を推進する。

③ 地域におけるケースマネジメントサービス・システム

地域に子育て支援のための多様な在宅福祉サービスや社会資源を用意するとともに、それらの

(*13) 松原康雄「総括的考察」松原康雄ほか『平成13年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書 児童委員活動の業務の計量に関する調査研究』, 2002, p.152

(*14) 柏女霊峰「子ども家庭福祉相談体制の再構築」『家庭教育研究所紀要』NO. 23 小平記念日立教育振興財団・日立家庭教育研究所, 2001

サービスや機関を調整しつつ子どもの育ちや子育てを支援するいわゆるケースマネジメント、ファミリーソーシャルワーク機能を市町村レベルに整備する。

④ 居場所提供サービス・システム

子どもや子育て家庭一般が広く集い、相互に意見交換を行うことにより孤立を防ぎ、また、自ら問題を解決していける力を育てる居場所機能を地域につくりあげる。

これらのシステムを整備することにより、養育力並びに教育力を失いつつある家庭に対する支援を地域レベルで展開するとともに、子どもの福祉を因るため保護者の意に反してでも介入が必要な事例には、速やかに対応できるようにすることが望まれる。

これらのシステムの整備の基本理念や具体的改革事項については文献14をご参照いただきたいが、この4つのサブシステムのうち、主として③の整備に寄与するものが児童虐待防止市町村ネットワークであるといえるであろう。つまり、児童虐待防止市町村ネットワークの実効性は、今後の児童家庭福祉サービス実施体制のあり方を占う試金石でもあることに留意しなければならないであろう。

第5 児童虐待防止市町村ネットワークの現状と課題

では、児童虐待防止市町村ネットワークは、現在、どのような現状にあり、また、どのような機能を果たしているのでしょうか。厚生労働省^(*15)は、平成14年6月、全国3,240市町村を対象に児童虐待防止の機能をもつネットワークの設置の有無及びその内容について調査を行っている。また、著者ら^(*16)は、平成13年10～11月、全国679区市を対象に、児童虐待防止を含む子育て支援ネットワークの設置の有無及びその内容について詳細な調査を行った。さらに、加藤ら^(*17)は、平成13年度、市町村における児童虐待防止ネットワークの活動実態等について16か所を対象に事例調査を実施している、ここでは、それらの調査結果もとに、児童虐待防止市町村ネットワークの現状について整理することとする。

厚生労働省の調査によると、まず、平成14年6月現在において、児童虐待防止の機能をもつ市町村域でのネットワーク設置数は702か所、計画中は323か所であった。設置数と計画中を合わせた市町村数は1,025か所であり、これは、全国3,240市町村の31.6%であった。特に、市部では62.9%と3市に2市が設置していた。

厚生労働省は、この調査を平成13年6月現在においても実施しており、当時と比較すると205か所の増加であった。ちなみにネットワーク設置年度を尋ねると、平成11年度までが154か所、12年度が151か所、13年度が308か所、14年4月から6月までが89か所であり、平成12年度以降の伸びが著しくなっていた。

参加機関は、行政機関、学校・施設等、団体・専門家・ボランティア等幅広く、特に、福祉・保健・教育関係機関・施設の参加率が高くなっていた。主たる活動としては、機関連絡会（代表者会議、実務者会議）、研修会、事例検討会等が必要に応じ組み合わされて開催されていた。

(*15) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童虐待防止の機能を持つ市町村域でのネットワークの設置状況調査の結果について（平成14年度6月調査）」厚生労働省雇用均等・児童家庭局『全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料』、2003、pp.106-112

(*16) 柏女霊峰ほか『平成13年度子育て支援ネットワークに関する調査研究事業調査報告書』、こども未来財団、2002

(*17) 加藤曜子ほか『市町村児童虐待防止ネットワーク調査研究報告書－子育て支援を目的とする地域ネットワーク実態調査－』、2002

また、前述した著者らの子育て支援ネットワークに関する調査(*18)によると、平成11年度以前に発足したネットワークにおいては、それ以後に発足したネットワークに比し、ネットワークの機能として「個別事例のネットワーク・ミーティング」や「直接的・具体的支援活動」の割合が高くなっており、ネットワーク発足後の年数の経過とともに、ネットワーク機能が個別対応へと進んでいくことが示唆された。また、子育て支援ネットワークを有している市はそうでない市と比較して、ネットワークの今後の機能として、「家庭訪問による家庭支援を行う機能」や「事例担当者への助言・コンサルティング機能」を挙げる割合が高く、このことは、ネットワークに実際の機能を期待する視点が強いことを示していると考えられた。

加藤ら(*19)も、ネットワーク事例についての訪問・聞き取り調査を踏まえ、児童虐待防止ネットワークの目的は個別事例に対する事例検討会議が開催され援助に取り組むことであるとしたうえで、「個別家庭へのケースマネジメントを行うためにも、第一段階はネットワークづくりであるが、その後の個人・家族援助体制を整えていくことである。」と述べ、ネットワークの実効性に期待を寄せている。

以上のように、近年、市町村児童虐待防止ネットワークは、急速に整備されつつあるが、未だ歴史の浅いネットワークが多く、活動としてはまだ初期段階にとどまっているといえる。しかし、いくつかの知見を併せみると、今後、ネットワークが個別援助事例に具体的援助を展開する機能を果たすことのできる可能性は非常に大きいといえるのではないだろうか。

第6 児童虐待防止市町村ネットワークの可能性

冒頭で述べたように、児童虐待の増加は、これまでの(1)都道府県を中心とし、かつ、(2)任意的支援に偏り、(3)児童福祉施設入所を中心とする現行の児童相談・児童福祉実施体制の限界を露呈させた。限界は、大きく3点ある。その第一は市町村・地域レベルでの援助体制の脆弱さであり、第二は自発的ニーズの乏しい親子を回復のプロセスに乗せていく仕組みの不在であり、第三は施設中心主義の限界である。児童虐待防止市町村ネットワークの役割規定と機能の強化は、このうち主として、第一番目の限界に対応するものとして大きな可能性を有している。

厚生労働省は、本稿執筆現在、市町村における子育て支援機能の強化を中心とする次世代育成支援対策推進法や児童福祉法の一部改正を提案し、また、児童虐待の防止等に関する法律の見直し規定を契機として、社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置して児童虐待防止対策の検討を進めている。さらに、地方分権改革推進会議の意見等に基づき、社会保障審議会児童部会において児童福祉サービス提供体制全般にわたる検討を進めている。それらは児童福祉実施体制の再構築を促すものであり、そのなかでも最重要課題とされる事項が児童福祉における市町村の役割強化であるといつてよい。

児童虐待は家庭内で発生し、その結果、児童が家族を離れて施設等に入所したとしても、親並びにその他のきょうだいは家庭にとどまる。そして、再び家族が統合されることをめざして援助が行われる。このプロセスを進行管理しマネージするのは、現在のところ、原則として、都道府県の広域行政機関である児童相談所である。

当該家族が在住するもっとも基礎的な自治体である市町村は、当該家庭における被虐待児童並びにそ

(*18) 柏女霊峰ほか、前掲報告書、2002、p.20、p.43

(*19) 加藤曜子ほか、前掲報告書、2002、p.73

の家族の援助プロセスには部分的に関わるのみであり、家族並びに児童の回復プロセスの現状を把握できる立場にもない。被虐待児童並びにその家族が在住するもっとも基礎的な自治体である市町村の専門機関・施設や専門職員が、その児童と家族の援助のプロセスすら知らされていないのである。市町村は、当該児童が家庭復帰する時点になって初めて、その事実を知ることとなる。

このことが、児童相談所や施設における児童の保護・支援と、地域における家族の再統合に向けての支援とを不連続にさせている一因とも考えられる。この現状を改善し、児童相談所とともに市町村が児童虐待事例の発見から家族の再統合までを協同して支援する仕組みを構築することが、児童虐待事例に対して一貫した支援を行うために必要と考えられる。児童虐待防止市町村ネットワークは、市町村にあって、こうした一貫した支援の役割を担う仕組みとして構築されていく必要がある。児童虐待防止市町村ネットワークの可能性は限りなく大きいといわねばならない。

参考文献

- 柏女霊峰「児童福祉改革と実施体制」, ミネルヴァ書房, 1997
柏女霊峰「児童福祉の近未来～社会福祉基礎構造改革と児童福祉～」, ミネルヴァ書房, 1999
柏女霊峰「現代児童福祉論 [第5版]」, 誠信書房, 2002
柏女霊峰監修「子ども虐待 教師のための手引き」, 時事通信社, 2001
柏女霊峰「養護と保育の視点から考える 子ども家庭福祉のゆくえ」, 中央法規, 2001
柏女霊峰編「児童虐待とソーシャルワーク実践」, ミネルヴァ書房, 2001
柏女霊峰・オ村純編「別冊発達26 子ども虐待へのとりくみ」, ミネルヴァ書房, 2001
柏女霊峰・山縣文治編「家族援助論」, ミネルヴァ書房, 2002
日本子ども家庭総合研究所編「厚生省 子ども虐待対応の手引き」, 有斐閣, 2001
柏女霊峰「子育て支援と保育者の役割」, フレーベル館, 2003

児童虐待における心理的虐待の位置

明治学院大学社会学部教授

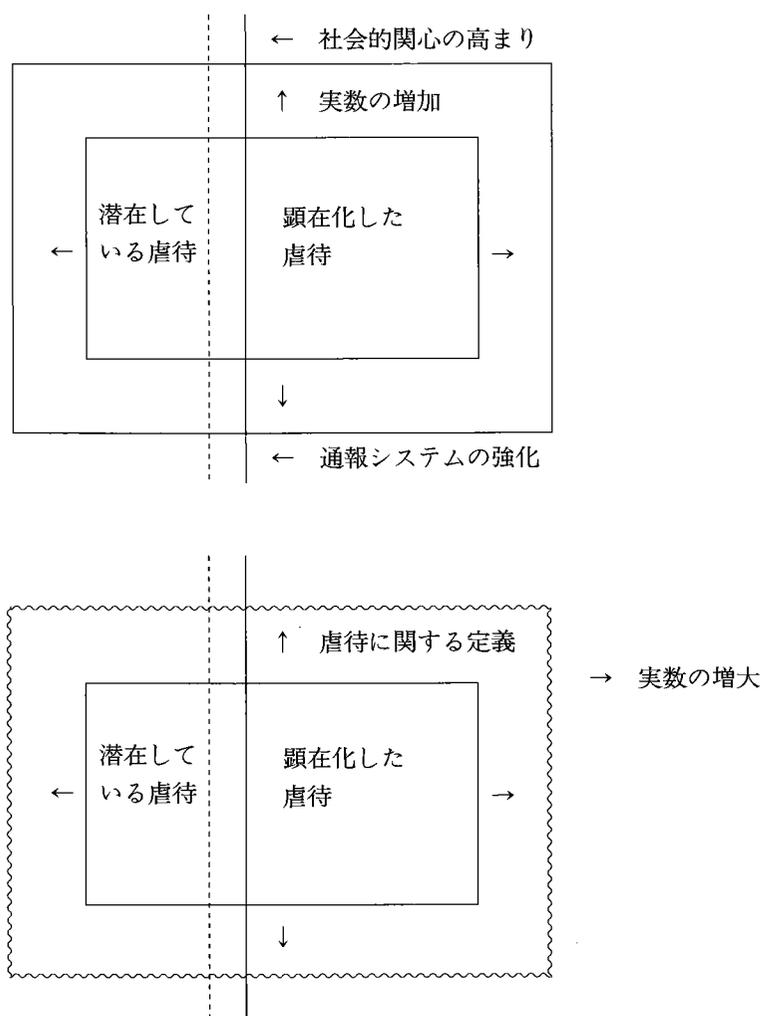
松原康雄

第1 虐待の「発見」

日本の児童相談所が扱う子どもの虐待件数は、平成2年に当時の厚生省（現厚生労働省）が正式に統計を取り始めて以降、年々急激な増加を示してきた。しかし、この増加傾向は半永久的に継続するものではない。事実、正式な統計は出ていないものの、平成14年度の虐待相談通告件数は、前年度までのような増加率は示さないことが予想されている。こうした傾向、すなわち虐待の相談通報件数が一定レベルで推移することは、欧米諸国でも同様である。もし、日本がこれまでの増加から平行的推移に移行する時期に至っているとすれば、児童相談所における児童虐待受付件数は、2万8千から3万件程度で「落ち着く」ことになるであろう。

しかし、この仮定については、3つの側面から検討が必要となる。図を参照して欲しい。第一は、虐待に関する社会的関心の高まりと通報システムの整備があげられる。近年、子どもの虐待に関する社会的関心が高まってきており、経路別で見ると「近隣知人」の割合は統計が取られ始めた頃に比較して増加している。子どもの日常生活場面を把握することができるのは、地域住民であり、特に孤立しがちな家族については、子どもの状況に専門機関・関係機関施設等が気づくことが困難なケースもある。したがって、子どもの生命、成長発達を保障する上で、地域社会の果たす役割は大きい。ただし、この点は、後に述べる第三の側面でも吟味することになる。通報システム、特に専門職の通報義務については論議がある。「児童虐待防止法」では、国民の通報義務を確認するとともに、関連専門職の通告義務の明確化と、それが各専門職の守秘義務に抵触しないことが規定された。しかし、通告しなかった場合の罰則規定は盛り込まれず、今後の法改正に向けてこれを規定するべきだとの意見もある。罰則規定の是非を論議することが本稿の目的ではないが、統計上の通報経路を見ると、専門職からの通報は医療や教育、福祉をあわせれば、全体としては主要な通告元となっているが、個々の分野の割合には変化は見られない。このようななかで、社会的関心のさらなる高まりや通報システムの整備が進展すれば、図の「顕在化した虐待」の割合が増加し、結果的には相談通報件数は増加することになり、「一定数で推移する」傾向は、まだ先のこととなるであろう。

図 虐待の社会的把握



第二の側面は、虐待数（顕在化したもの、潜在しているものを含めて）の増減に関する検討である。図上段の外枠実線は、第二・第三の側面にかかわるものである。子どもの虐待は、様々な要因が個々の家族の内部で相互作用して発生する。現代社会では、社会環境や家族状況の変化によって、虐待の発生件数そのものが増加していると考えられることができるが、これらの環境・状況が子育てにとって良い方向に変化する可能性も存在する。また、発生予防のための施策推進は、発生件数減少に大きな影響を及ぼすであろう。日本における子どもの虐待把握件数の増加は、第一の側面だけではなく、この第二の側面、すなわち社会的関心の高まりや通報システムの充実とは関わりなく、子どもの虐待を引き起こす家族が増加したためであるとは言い切れないだろう。しかし、件数増加は第一と第二の側面とが重なり合って影響していると考えられることもできる。

第三の側面は、虐待に関する社会的認識による増減である。児童虐待防止法では、虐待を四つに区分し、若干の説明を加えている。ちなみに、法文では、「二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい

減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」とされている。厚生労働省が監修した『子ども虐待対応の手引き』では、いまだ少し詳しく虐待内容が記述されている^(*)。しかし、これらもすべての事例をカバーしているわけではないために、個々の事例はこれらをよりどころとしながら、現場で判断することになる。地方自治体のなかには、児童相談所や関係機関施設に対するマニュアルを作成し、より詳しい虐待規定をおこなう場合もある。しかし、やはり関係機関施設あるいは地域住民、養育者や家族親族が気づきや発見というステージである事柄を虐待と認知するかどうかについては具体的な判断基準は存在しないといつてよいだろう。子どもの虐待について、その判断をより広範な内容でおこなうのか、「厳密」におこなうのかでも、虐待の母数は増減する。

この第三の側面は、第一の側面とも関連する。すなわち、社会的関心の高まりは、例外的には、イギリスにおけるクリーブランド事件のように国家介入の行き過ぎという認識をもたらした事例やアメリカなどでいわれる「バックラッシュ」の時期を除いて、通常虐待という認識をより広範囲なものとするようになる。したがって、実践部分も含めて図の縦線の位置はより右サイドに移動することになるだろう。ただし、アメリカなどでも認識され、日本でも最近そのような事例が報告されている特定家族への個人・集団や地域の排除意識がその家族の養育を虐待と認知、あるいは認知しなくとも通報するという問題も、この第一と第三の側面との関連では生じてくるのである。また、虐待という定義が広範囲なものとなれば、図下段のように縦線の移動の有無にかかわらず、虐待は波線部分まで「拡大」することになる。また、これに実数増が加われば把握件数はさらに増加することになる。

第2 心理的虐待に関する認識

以上のことから、今後日本においても単に児童相談所の受付件数の増減だけで、問題の深刻化あるいは緩和を論じることができないことがわかる。とりわけ、第三の側面については、四分類の内容をどのように社会的に規定するかが課題となる。四つの区分では、比較的身体的虐待が客観的に判断できるものであろう。しかし、これについても、頻度や方法等様々な議論が存在する。また、性的虐待も虐待防止法で規定する「わいせつな」の内容が問われることになる。先述した『子ども虐待対応の手引き』では、性的虐待について「子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。性器や性交を見せる。ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。」をあげている。性的虐待も、このような定義が与えられる中で、比較的客観的な判断が可能であろう。ただし、その痕跡が事後に残らないような場合、性的行為の強要等をどのような方法で認定するか、また性的行為の範疇などは、さらに詳細な議論が必要である。「放任」（児童虐待防止法第二条の三）については、その判断は困難である。この点については、その時期や社会経済状況で変動する要素が含まれている。また、「放任」という社会的判断は、一定社会におけるマイノリティの生活や養育様式に対するマジョリティからの介入と子どもの成長発達保障というバランスが論議されるべき課題ともなる。

心理的虐待は、わが国の児童虐待統計では、おおよそ10%程度をしめる。このことは、これまで述べてきたことからいえば、それが例えばおおよそ50%をしめる身体的と比較して発生率が低いとはいえない。心理的虐待についての社会的認識については、吟味する必要がある。心理的虐待についても、それ

(*) 1) 日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き』平成12年11月改訂版

を「客観的」に判断することは容易ではない。『子ども虐待対応の手引き』では、心理的虐待について「ことばによる脅かし、脅迫など。子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。子どもの心を傷つけることを繰り返して言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする。」と説明している。しかし、これらは児童自身あるいは非虐待親、家族がそれを訴えない限り、第三者が観察的に把握することは困難である。もちろん、四つに分類される虐待は、往々にして重複してなされるという事実を勘案すれば、身体的虐待の認知から心理的虐待の存在を予測し、把握するということが可能な場合もあるだろう。しかし、心理的虐待が単独で生じている場合には、児童本人や家族等から訴えがあるときの認定、訴えが無くても、子どもの行動等でそれが疑われる際の調査も大きな課題となる。

この点については、虐待に関する対策・研究が進んでいるアメリカでも同様である。アメリカにおける心理的虐待の定義も多岐にわたる。例えば、アメリカ児童虐待専門家協会（American Professional Society on the Abuse of Children: APSAC）では、心理的虐待を以下のような態度が養育者によって繰り返しとられることとしている。すなわち、子どもが自分自身は価値のない存在である、とるに足らないもの、愛されていない、望まれていない、危険な状態に置かれていると感じたり、他者のニーズに適應する価値しかないと思うようにしむけることである。しかし、こうした定義がなされていても、Jellenらは、子どもの情緒的（emotional なお心理的虐待についてはこの用語と psychological とが用いられている）虐待について、この範疇の虐待認識は新しくないとしても、その研究は「驚くべき程少ない」としている^{(*)2}。その理由としては、虐待に関しては身体的虐待や性的虐待への研究的関心のシフト、学際的な研究の欠如、理論との分離という研究者側の問題と、実践的課題として定義や基準の欠如、司法システムが家族に立ち入ることへの抵抗感、女性に対する虐待とのオーバーラップと政治課題化をあげている。

日本の場合について、以上あげられた課題に即して検討してみよう。日本では、虐待に関する社会的関心が高まってからまだ歴史が浅いこともあり、身体的虐待への研究や取り組みがまずスタートした段階である。もちろん、他の種別の虐待に関する研究もなされてはいるし、虐待が子どもの心理に与える影響については、いくつかの研究、とりわけ PTSD との関連でなされている^{(*)3}。しかし、心理的虐待をとりあげた業績は、事例報告を除くと、ほとんど存在しないといってよい^{(*)4}。また、心理的虐待の判断基準についても、アメリカでその試みがいくつかなされていることに比較すれば、日本は身体的虐待に関する緊急度アセスメントが独自に開発されてきたのみである。司法的関与については、虐待防止法改正の議論が進められるなかで裁判所サイドからはかなり否定的意見が出されている。学際的な研究については、臨床心理や精神医学とソーシャルワークとの共同研究が必要であろうが、まだその動きは出てきていない状況にある。

日本の場合、心理的虐待は、虐待の一類型として法的にも位置づけられ、身体的虐待などとの重複で一定の関心を寄せられているものの、実態やその基盤となる判断基準、そしてアメリカでも課題となっている把握方法については、まだ十分な研究や実践が展開していない状況にあるといってよいだろう。その意味では、社会的認識も法律上の規定の範囲内にとどまっており、今後社会的関心が高まる中で、

(*)2) L.K. Jellen et al. "Child emotional maltreatment: a 2-year study of US Army case", Child Abuse & Neglect (2001): p.624

(*)3) わが国の研究者としては、斉藤学や西澤哲などをあげることができる。

(*)4) 例えば、Jaspcan が発行する雑誌『子どもの虐待とネグレクト』でも、心理的あるいは情緒的虐待をとりあげた論文は無い。

その内容や範囲が吟味されれば、これまでそれとして意識されていなかった事象が虐待範疇に組み込まれ、その分把握件数が増加する可能性も存在する。

第3 心理的虐待の影響

心理的虐待に関する社会的認識が低いということと、それが子どもに与える影響も低いということではない。アメリカにおけるホームレス及び家出青少年に関する研究では、このような状態にある青少年の多くが、家族との生活のなかで様々な虐待を受けていたことを示すものがある。Powersらは、ニューヨーク州で家出・ホームレス青少年のためのサービスを求めてきた者を対象にした調査を実施し、彼らがしばしば虐待を受けてきたことを明らかにしている。調査では、情緒的虐待把握が非常に困難であることを認めながら、対象者の41%が情緒的虐待を受けていたことを明らかにし、男女差は無かったとしている^(*5)。青少年のなかには、家出直前まで被害を受けていた場合も数多く存在した。先にあげた Jellenらは、情緒的虐待の影響として、学習障害、十分な対人関係を構築維持することの障害、通常環境下での不適切な態度や感情、不幸福感あるいは抑うつ感の広がり、身体症状の表出傾向をあげている。また Jellenらは先行研究のなかには、心理的虐待経験者は身体的虐待経験者と比較して、抑うつや、自尊心、従属のスタイルなどに特徴的な傾向がみられるとする研究もあげている。

心理的虐待は、性的虐待とは異なり、発生について子どもの年齢による有意差は無いと考えられている。したがって、幼少期から継続的に虐待を受けるケースも想定される。この場合、子ども自身が適切な表明機会と力、それを受け止める専門家を持たないと、発見が困難であるだけに、対応もなされないか、大幅に遅れることになる。青少年期になって、例えば家出・ホームレスなどのような行動を引き起こす、あるいはそのような青少年に被虐待経験があることもうなづけるところである。アメリカの研究では、こうした家出・ホームレス状態にある青少年が、薬物やアルコール依存に転じやすいこと、あるいは薬物の売買や買売春、その他の犯罪などの反社会的行動に陥る危険性が高いことも示されている。また、反社会的行動だけではなく引きこもりなどの非社会的行動にも結びつく可能性がある。

今回調査では、心理的虐待単独事例も報告されている。数は少ないものの、虐待を受けたと述べられた時期もまちまちである。虐待を受けたとする人の心身状況や行動を見ると、生きている意味の喪失感、自殺念慮、心身症、不登校、万引き（非検挙）などを見ることができるとともに、身体的虐待などと重複して心理的虐待が報告された事例などをみると、様々なマイナスの影響が心理的虐待によってもたらされていることがわかる^(*6)。しかも、それらが、対処療法的な治療やケアは別として、心理的虐待としてこれまで社会的なケアや治療を受けてきていないことも共通点としてあげることができよう。心理的虐待に関する社会意識が高まるとともに、判断基準や調査方法が確立されない限り、実際に心理的虐待がなされている時期の社会的介入も困難であることが今回調査でも明らかにされている。今回のヒアリング対象者の属性、すなわちアンケートに答え、かつ面接調査に協力的であったという点を勘案すると、心理的虐待単独の被害経験を有する人々が数多く存在するであろうことも予測できる。

実際に、日本でも事例的には心理的虐待が紹介され、その時点で子どもがどのような影響を受けてい

(* 5) J.L. Powers, John Eckenrode, and Barbara Jaklitsch, "Maltreatment among Runaway and homeless Youth", *Child abuse & Neglect* (1990): p.87

(* 6) 詳しくは、調査報告部分参照。

るかを研究したものや、PTSD との関連で、思春期にどのような影響があるかなどの予測はなされているが、今回の調査のように現在「治療機関」にかかっておらず、かつ児童福祉法対象年齢を超えた人から直接話を聞くことができたことには大きな意義がある。調査対象者は、将来展望についてもポジティブな側面が強い人とネガティブな側面が強い人が存在した。多様なファクターが錯綜するなかで、心理的虐待を受けた人々の「治療」やサポートのあり方を探るという意味でも、今回調査の意義は大きい。

心理的虐待は、それ自身が表面化しにくいとともに、その影響も反あるいは非社会的行動となって表出されない限り、なかなか外部からは把握することは困難である。また、仮に反・非社会的行動としてそれが表出されたとしても、的確に心理的虐待の影響を読みとることは難しい。当面は、身体的虐待や性的虐待、ネグレクトケースについて、心理的虐待の可能性を意識してケアにあたることや、これらのケースのアフターケアなどから、心理的虐待の影響をどう把握できるかを検討していくことがひとつのステップとなるであろうし、今回調査のように当事者の「声」を聴くことも重要な手段となる。

第4 夫婦間暴力と心理的虐待

最近の研究は、心理的虐待について、夫婦間暴力の目撃をその範疇に組み入れ、子どもへの影響の大きさを指摘している。ヨーロッパ諸国でも、子どもへの暴力が法的に禁止されるなかで、性的虐待とともに、直接暴力は加えていない（しかし、夫婦間暴力が存在する場合には、子どもへの暴力は懸念される）としても、夫婦間（婚姻関係の有無は問わない）暴力を目の当たりにさせられた子どもの心理的影響を重視している。アメリカでも同様であり、Brady と Caraway は、施設入所児童に関する調査のなかで、41名の調査対象児童のうち、18名（43.9%）がドメスティック・バイオレンスを目撃していたことを明らかにしている。親子分離という状況にいたるまでのなかで、調査対象児童の多くが身体的虐待やネグレクトを経験しており、不安や怒り、PTSD など多くの心理的症状を示している^(*)。アメリカの場合、入所施設在所期間は限られたものであるが、この調査では退所プランに関する児童の満足度が心理的症状に影響を受けていることを示唆している。また、Lehmann は母親に対する暴力の目撃経験と子どもの PTSD との関連性を指摘している^(**)。

日本では、ドメスティック・バイオレンスに関する社会的関心は児童虐待に関するそれよりも歴史が浅く、法行政の対応も遅れてきた。たとえば、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたのも平成13年のことである。したがって、ドメスティック・バイオレンスについては、まだその「被害者」本人への施策が開始され始めたばかりである。この法律が制定されたことは意義深いものであるが、「被害者」が養育する子どもへの施策は規定されていない。現場実践の中では、「被害者」の養育する子どもへの施策の必要性は法制定以前から認識されてきた部分がある一方で、それがなされにくいことが指摘されてきた。一例をあげれば、女性のシェルターでは、子どもが男性の場合、一定年齢以上であると一緒に入所できないこと、仮に入所できたとしても、子どもの生活スペースの確保や教育権の保障が困難であることなどである。このような状況の中で、「被害者」の子どもへのケアが十分に

(*) K.L. Brady, S.J. Caraway, "Home away home: factors associated with current functioning in children living in a residential treatment setting", *Child Abuse & Neglect* (2002): pp.1149-1163

(**) P. Lehmann, "Post Traumatic stress disorder and child witness to mother-assault: a summary and review", *Children and Youth Service Review*, 22: pp.275-306

行われる体制が組み立ておらず、児童相談所などの児童福祉分野の機関施設との連携にも困難がある。

夫婦間暴力の目撃が子どもの心理に与える影響については、日本でも西澤ら多くの研究者が指摘していることである。このことを踏まえて、心理的虐待の範疇として、夫婦間暴力の目撃体験を組み込むことが必要であるといえる。近い将来検討されている、「児童虐待防止法」改正においても、心理的外傷を与える行為のひとつに、夫婦間暴力の目撃を含めることを検討することも具体的な手立てとなろう。この線での作業がなされれば、児童虐待全体に対する社会的認識にも変化が起こり、図で示した下段の増加が生じることになる。範疇の拡大は、統計的数値を増加させることが目的ではないのであるから、心理的虐待の範疇に夫婦間暴力の目撃を含めるのであれば、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談機関やシェルターなどの施設と、児童相談所や母子生活支援施設などの児童福祉分野における機関施設の連携強化が必要である。また、本研究との関連で言えば、先に明らかにされた少年司法分野での虐待対策の一環として、夫婦間暴力の目撃体験に関するカウンセリングや治療も含めていく必要性を指摘できる。さらに、夫婦間暴力事例においては、子どもも暴力、すなわち身体的虐待の対象となる事例が多いことにも留意して対応策が検討されるべきである。

児童福祉分野における施策の課題としては、児童相談所の業務量増加と専門的にかかわりの必要性からさらなる相談体制の強化が必要であるし、親子分離がなされた場合、施設でのケアにおいても、子どもの心理的ケアを展開できる体制作りが必要となってくる。同時に、心理職などが中心となって展開される「治療」に、ソーシャルワークがどのように連携・協力できるか、子どもや親の代弁、社会資源との結びつけや利用過程での調整などを中心に検討されていくことも求められている。

児童虐待：連鎖模様

大阪府立修徳学院

西 嶋 嘉 彦

第1 先動良結

平成12年11月に「児童虐待防止法」が施行された。

この法律は「児童虐待」を親または親に代わる保護者などによる「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達への妨げになる行為」と定義し、以下の行為に分類している（同法第2条）。

- (1) 身体的虐待…子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 性的虐待…子どもにわいせつな行為をしたり、子どもにわいせつな行為をさせること。
- (3) ネグレクト…保護者として監護を著しく怠ること。
- (4) 心理的虐待…子どもに著しい心理的外傷を与える言動をすること。

これらの行為は、一人の子どもに対して重複して行われることが多い。また、虐待であるかどうかの判断は、子どもの権利が侵害されているかどうかといった観点からなされる。

したがって、児童相談所をはじめとする関係機関の虐待防止活動の現場では、「しつけ」か「虐待」かの立場で保護者などの意図と衝突することも覚悟しなければならない。

虐待的行為をしている保護者などは、必ずしもこの法律を知っているとは限らない。よしんば聞いたことがあったとしても、その内容の理解までとなると限られる。

まして、児童の福祉に従事する職員がその保護者などと対峙して、「貴方の行為は虐待行為です」と伝えたと「それがどうした。これはしつけだ。俺も親父にこうして育てられた」と言う返答が飛んでくることもある。

本稿では、現場での児童虐待防止について、おもに「児童虐待防止法」が施行される前の活動を取上げ、法規制でもって一件落着にならない課題や問題点について提起したい。

平成9年9月夜、犬をつれた小学5年の男児が以前生活したことのある一時保護所に現れた。小学2年時に、単身世帯の母親が病に倒れ、母の入院中に緊急一時保護されたことがあった。本児が言うには「昨年、母親の再婚相手の継父宅に引っ越してから何かにつけて暴力を振るわれる。今日も学校から帰ると継父のゲンコツが飛んできたのでそのまま家を飛び出してきた」ということだった。事情を聴いた一時保護所の指導員は、担当の児童福祉司に連絡する。連絡を受けた担当と上司は虐待の疑いを感じ取り、このまま保護者のもとに返すことは適切でない、調査する必要がある。と判断し、まずは保護者に電話を入れて「今日は一時保護所に預かる」旨を伝えた。保護者の、電話での対応は穏やかであったが、何か引っ掛かるものを感じた上司は「今からでも引取りにくるのでは…」と念のために一時保護所に出向くことにした。

上司は、一時保護所で保護者と鉢合わせになり、その場合もめることも想定して、家を出る前に警察署に事情を話して、地域巡回としてタイミングよく現れてほしい、と依頼する。

〔児童虐待防止法制定前の当時はまだ、虐待事案で警察に理解と協力を求めるには時間を要することも

あった]

深夜、上司が到着してほどなく、やっぱり継父と実母がやってきた。

一時保護所に横付けにした車から降りるやいなや「圭太を引取りにきた」「夕方になっても帰らないので、心配していた。警察にも届け出ていた」と、応対に出た上司が自己紹介をする間もなく、玄関前の路上で一方的に強い口調でまくしたてる。継父の声が住宅街の静寂をやぶっていく。

そこに巡回中の警察官が「どうしました」と自然に話の輪にはいる。

一瞬、口をつぐんだ継父に代わって上司が経過を説明し、継父とのやり取りを経て、警察官も上司の示す提案側に立ち、継父と実母の意向を確かめる。

とりあえずこの場は、児童相談所の示す①本児はもう就寝しているので今日は一時保護所で預かる。②家出の理由について、本児からも保護者からも事情を聞きたい。③本児の問題性等について児童相談所としても相談に応じる。④方向性が出るまで本児は一時保護所で預かる、ことで収まる。

そして、継父と実母は犬だけを連れてしぶしぶ帰っていった。

その日の夕方、継父の仕事の都合で午後8時に家庭訪問することになる。

児童相談所では関係機関（学校、近隣等）からの情報をもとに圭太のケース会議が持たれ、保護者等への対応と児童相談所の方針について確認されている。

- ① 現時点で、保護者への引渡しは回避する（場合によっては、施設措置も考え得る。）。
- ② 今後、保護者への何らかの接点を持って不適切な養育態度の改善を求める。
- ③ 施設措置については、不適切な養育態度をメインにするのではなく、本児自身の家出等の問題行動への指導を中心にしたケースワークもありうる。
- ④ 親子分離の場合の本児へのサービス（援助計画）に保護者の関わり必要性も強調する。

上記事項を旨に、担当の児童福祉司ともう一人の児童福祉司は、約束の時間に訪問する（相談者のエリアで相談活動をする場合、複数対応が基本となる。身の危険も皆無とはいえないので、少なくとも一人は男性職員が同行する。）。

二間続きの6畳部屋の奥に通された二人の児童福祉司の前に仕事着の継父が陣取る。継父の前には飲みかけのビール瓶がある。横では継父が見入っていたのか、テレビが付けっぱなしになっている。継父は一向にスイッチを切ろうとしない。実母は入り口のところで小さくなっている。

児童福祉司の相談活動と訪問の目的の説明を聞いて、継父は「じゃなにか、児童相談所は子どものことを考えるところで、子どもの姿が見えなくて心配して探している親のことは関係ない、というのか。警察に保護願も出していた』『お前んところが連絡してきたのは、見つけたときでなく、保護すると決めてからだろう。順番が逆だろう。圭太も5年生や。親の名前も家の電話番号も言えるんや』と言いながら、実母に『仕事で汗かいたら着替える。上くれや』とおもむろに上着を取る。筋骨隆々の体が現れる。そして、継父はワザとらしく児童福祉司に背を向け、着替える。ランニングシャツを通して背中一面の入れ墨が浮かぶ、が次の瞬間継父は上着をはおり、児童福祉司と対座する。

児童福祉司も動揺を悟られないように、考える。訪問時から室内の様子はそれとなく視野に入れて確認してある。①門前払いのできる玄関先でなく、奥に通した（最もこの事は、逃路をふさぐ、ともとれ

るが…)。②入れ墨を見せて、すぐ隠した。

これらのことを考えると、継父は、圭太に対する対応に何らかの罪悪感を持っているのでは？また一瞬見せた入れ墨も、脅迫の武器でなく継父の気の小ささから来ているのではないか…そうすると対話により十分にケースワーク活動ができる。

そして、一人の児童福祉司が着信の携帯電話に耳を当てる。「もしもし、●●ですが。先ほど訪問前に所に電話入れましたら話し中でしたので…すみません。いまお話しています。終わったら連絡します。」と切り、(実は、児童相談所から定期的に、訪問中の児童福祉司の携帯電話にコールされていて、話の駆け引きで、必要とあれば児童福祉司が携帯電話に出る打合せが出来ている。もちろん、携帯電話はマナーモードにしてある。) 保護者の目の前の二人だけが対応しているのではない、と印象づけるためである。

継父は続ける『おれはこいつと一緒にいるとき、こいつの親から圭太のことも頼まれた』『圭太を一人前にすることが、おれの父親としての役目と思っている』

「それは分かりますが、圭太君によるとお父さんが怖いとも言っています」

『圭太が悪さをすれば怒る。時には手を挙げることもある』

「まだ小学生ですし…」

『これはしつけど、俺も親父にこうして育てられた。今のうちに性根をたたき直しておかなければ』と強い口調で身をのりだす。

「圭太君が悪さをします。お父さんが叱る。圭太君にすればお父さんの言っていることより《怖い》思いが先行して、何はともあれその場を逃れようと家を飛び出す。この繰り返しのよう思うのですが…どうですか、お母さん」母親が口を開く前に、継父が横口を挟む。

何度かこのようなやり取りを繰り返すうちに、お互いにすこし打ち解けてくると、継父も〈圭太の家出や万引きにはなんとかしなければ〉と思っていることが分かり、

「圭太君の問題行動の、その対応についてしばらく専門機関で対応させてもらえないか」と言葉を選び提案する。『こいつがそれでいいんなら…』とまで継父の言葉を引き出し、実母の同意を得て、一時保護継続を確認して、その日圭太宅を後にする。

要約すると上記のようになるが、虐待のケースワークはこれから始まる。児童福祉司は一息つく間もなく、一時保護所に本児を訪ねたり、その状況を基に保護者との接点を頻繁にとり児童支援・保護者援助に走り回る。しかし、すべてのケースがこのようにスムーズに流れるとは限らない。継父が感情的になったり攻撃的になり、話し合いが途中で決裂する場合もある。本ケースについても、いずれ虐待問題について保護者等との対峙が待っている。

また、担当児童福祉司の、【保護者の言動に対する瞬時の判断と対応力の的確性】も大きな要素である。

第2 あげた拳の下ろし所

児童相談所が「保護者が子どもを虐待し、その保護者に子どもを監護させることが困難」として、その子どもにとって施設入所が必要と判断しても、保護者から施設入所の同意が得られない場合は、家庭裁判所に児童福祉法28条により施設入所の承認の申し立てをする。しかし、児童相談所が裁判所の判断による法的な対応をしたからといって、保護者のだれしもが施設入所に納得するとは限らない。

春美の父親は、春美に身体的虐待を加えていた。母親は見て見ぬ振りをしていた。

いつも痣が絶えない春美の顔を不審に思った担任は、ある日、突然家庭訪問をした。路地を曲がって春美のアパートの一角に足を踏み入れた途端に、担任の目に飛び込んできたのは、父親に殴り倒され、足で踏みつけられている春美の姿だった。母親の姿はなすすべもなく立ち尽くすのみである。隣近所の住人たちも後のことを恐れて、関わらないでいる。その場をなんとか収めた担任は即日通告義務に従って児童相談所に知らせた。

半年以上にわたって繰り返されている虐待行為に、早急に親子分離が必要と判断をした児童相談所は、翌日登校してきた春美を本人の同意を得て保護した。そして、家庭に出向きその旨を伝える班と同時進行で家庭裁判所に同法第28条の申請をする班を稼働した。この運びを聞いた父親は激怒した。連日春美を取り戻すべく始業時から終業時まで児童相談所に居すわり「春美を連れてこい」と息巻いた。家庭裁判所からの呼出し日には、その帰りに押しかけてきた。春美は、児童養護施設に一時保護委託中である。父親の言い分は一貫していた。「いつもいつも叩いていない。毎日見に来い。見もしないで、担任が一回見たことを大きく取り上げて、毎日のことのように言うな。春美を返せ。春美に会わせろ」児童相談所では、連日遅くまでこの父親対応で会議がもたれた。

そもそも、相談業務スタイルは、相談ニーズのある相手に資源やサービスを提供するもので、相談者との対立姿勢でのケース遂行は慣れていないので、その会議の中身も、関係機関から収集した情報や父親像の分析には鋭いものはあったが、目の前の難題解決のヒントは出てこなかった。

毎日、毎日、手探りの状態での対応が繰り返され、職員の覇気も弱まっていく。

そうした中、父親が先に動いた。

「暴力を振るっていたのは俺だから、離婚しておれが家を出る。春美は母親が一人で育てる。それなら文句ないやろ」と父親は投げ捨てるように言った。実際、父母は離婚した。

その後、春美は母親に引き取られた。そして、半年ほどすると、これまでの父親の重しがとれたのか、家庭や学校の生活で逸脱行動が目立つようになり、母親は春美の非行相談に児童相談所に足を運ぶことになる。

ある程度年齢の高い子どもへの虐待がある家庭への介入は、虐待という不安定な家族関係の中で保たれているバランスが存在することも視野に入れておかなければならない。不適切な養育と家庭や学校不適応、情緒不安定をもたらすマイナス因子を取り除くことは、そこに空洞ができることであり、その空洞をプラスの因子で補填しなければならないこともある。

また、虐待ケースの進め方として、言葉をにごし間接的に迫る場合と家庭裁判所も巻き込んで虐待行為を明確にし親の変化を盛り込んだ手法、と使い分ける技量が必要とされる。

第3 悪い行いに非ず？

児童自立支援施設は、児童福祉法第44条にいう「不良行為をなし・又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて

個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する」ことを目的としている。

児童自立支援施設には、教護院と呼ばれていた時代より被虐待児童は少なからず在所していた。もっとも、虐待という主訴は表に出ることなく、児童の不良行為に対する入所措置であった。

もう20年も前のことなのだが、私の頭から離れない二人の児童がいる。当時、私は大阪府立の児童自立支援施設（当時は教護院と呼称する）である修徳学院で寮舎を担当していた。

児童自立支援施設の職員養成所は卒業したものの、まだ児童の処遇については右も左も分からない若輩だった。もちろん「虐待」という見方も、社会一般化されていなかったと思う。

1 自己ラベリング

その年の5月、中学3年の友彦を担当することになった。

友彦は家庭裁判所の保護処分による入所であった。入所日に保護者の姿はなかった。友彦はうつむき加減にして、相手を斜めに見上げて凝視するようで視線が合わない子であった。

入所に至る経過は以下のとおりである。単親世帯の母親は弟ばかりをかわいがり、本児には目もくれない。警察に補導された日も、母親から夕食を作ってもらえない友彦は、自転車に乗って食料を買いに出た。帰宅途中、乗っている自転車が無灯のため、職務質問を受けた。警察官の問いかけに友彦は、正直にことの成り行きと買物のときにお菓子を1つ万引きしたことを話した。警察官は母親に連絡するが、母親は「迎えに行かない。泥棒をする子はわが子ではない。」と頑に引取りを拒否した。友彦も「自宅には帰りたくない。」と言い張った。その後、やり取りはあって、結局、観護措置がとられた。

担当の家庭裁判所調査官は、友彦に非行歴はなく、学校照会でも成績は優秀で2学年の修了時には、10段階で8がついている。校内での問題行動もなく在宅処分が妥当なところだが、肝心の家庭引取りの資源がなく、教護院入所になった。

入所当日、友彦は、「鑑別所に行った。僕の人生は終わった。」「鳥になりたい。何も考えなくていいから。」「電車で飛び込んだら即死しますか。」「…、と職員に言い、他児とは交わらない。この状況はその後変わらない。他児も友彦は別、とみている。一方学習は、中間や期末テストで平均90点は下らない。

母親は、児童相談所を始めとする機関の接触には応じるが、何としても本児と会おうとはしない。厭世的な友彦になんとか生きる目的をと、囑託の精神科医にも助言をもらい、「進学」を目標にする。半年経っても、回りの動きとは裏腹に友彦は覇気もなく言われるがままに動いている。その目は「だれが何をしても自分の人生は鑑別所やここに入ったことで終わった。」と訴えているようであった。

そうこうしながらも時間を経て、受験の時期になる。志望校の選定に入るが、中学3年の1年間の学習の資料で内申書が作成されるため、3年生をほとんど原籍中学校に通学していない友彦の成績は、本児の思惑よりワンランク下だった。「やっぱり、こんなところにいると…」とまた悪い思いが顔を出す。結局原籍中学校の必ず合格するところをと、もう1ランク下げたの受験になる。受験生中トップの成績で合格した。

高等学校の入学式に出席した友彦は、自分一人浮いていると感じる。変形服に、パーマ頭に…と勉強する雰囲気を持たない者たちであふれていた。その情景は「やっぱり、こんなところにいると…」とまた悪い思いが顔を出す。

翌日、彼は電車で飛び込んで、自ら、短い人生に終止符を打った。

2 情けなきムチ

養父に、幼児期から厳しく厳しくしつけられ、時には真冬に素裸にされて冷水を浴びせられ、実母に

何かを要求しようものなら、「先に、宿題しろ」と割ってはいる。小学生になると、優一を家において養父は実母と異父弟だけをつれて外出に出かけることが多くなる。

高学年になり優一に行動力が伴うにつれ、養父の暴力から逃れるべく家に帰るのが遅くなり、空腹に耐えかねて万引きする。それが養父の知れるところとなり制裁が加えられる。また怖くてまた家を出る…が繰り返される。

小学5年の春に学院に来た優一は、まるで能面をかぶったかのように無表情だった。喜怒哀楽が感じられなかった。ただ、食べ物にはいやしかった。

中学1年時、家族の統合を目指して、優一や養父・実母への働きかけが計画された。今後のキーマンとなる実母個人への援助や、養父との接点に学院での本児のがんばりの成果を形で示す（具体的には、テストや競技会の表彰状）ため手紙や家庭訪問を繰り返した。

当初24時間を通した能面も、生活の場面場面で減少し、それとともに多弁になる。ストップがきかないときもある。何よりも他児とケンカが出来るようになった。自己主張している姿がみられた。

中学入学式から家庭生活になった。先々厳しいものがあつたが、週1回の優一との接点をもって、家庭状況を把握し援助につなげる方針だった。身長は170cmを超え、養父を見下ろすまでになり、中学校では野球部に入った。

優一は期待していた。お父さんに対するイメージを学院生活を通して作っていた。それは優一の思いを乗せた理想的なものであった。その思いは、その日のうちに打ち破られた。しかし、母親を始め学校の先生や友達の支えに伝えてがんばった。

家族と一緒に生活を始めて4か月に入り、夏休みを迎えていた。登校という時間と空間が二人に距離を与えていたのが、今二人が顔を合やす時間が多くなった。養父の感情が揺れる。

きっかけは本児が友達と遊びに行き、門限に10分遅れたことであつた。8月、5時が門限だつた。（その日、本児のあとまだ30分遅れて、小学5年の異父弟が帰ってきたときには、養父は何も言わず家に招き入れた）家に入れてもらえなかつた本児がその光景をみて切れた。しかし、養父に歯向かうことはできなかつた。殴りかかれれば養父に勝っていた…が、体格の差ではない。虐待を受けた児童には、恐怖が染みついている。優一は玄関から姿を消した。

夏休み明けに再度学院生活に戻つた優一の生活は荒れていた。無断で学院を逃走し、地元を盗んだバイクで乗り回す。恐喝をして補導され帰院する事が続いた。そういう養子の問題行動に危機を感じた養父は実子のため手を打つた。

中学3年生となり進路を考えるころ、母親が「養父が本児との養子縁組を解消した」と言つてきた。

その1週間後、優一は学院を飛び出し、卒業の時期になつても帰つてこなかつた。卒業証書は母親がひとり寂しくもらいに出向いた。

それから半年ほど経つて、Mと名乗る者から電話がかかつてきた。優一であつた。優一の名前はKであつたが…彼は自分の現実を受け入れていた。Mとは養子縁組前に名乗っていた母方の姓だつた。

今、優一は他県で働いている。母親とは継父に内緒で定期的な連絡を取っている、といつてその後学院にも連絡してくれるようになった。今年も年賀状の字はシッカリしていた。

友彦・優一の二人は、被虐待児童の支援に大きな試金石を投じてくれた。

《とりあえず施設に》と措置された児童への支援は、社会や大人の価値観（ラベリング）に自ら呪縛している「施設と言う器のちっぽけさ」の中で、友彦のように、こんなところという思いを与えていることも事実である。

とりあえず（負）に、ラベリング（負）に、こんなところ（負）と負の要素をいくら積み重ねても【プ

ラス】にはならない。むしろ（負）が重くのしかかってくる。

一方、優一は被虐待体験の不安定感（負）を、非行という不適応行動（負）に掛け合わせることで奪われていた人生を取り戻した。

従来から、現場では「HIKOU」も生きるエネルギーの現れであり、そのエネルギーの交通整理が我々現場職の使命である、と取り組んできた。児童自立支援施設や少年院等は「非行性の除去」が大きな目的であるが、その前に「生きる」ことが絶対条件である。その後の「生」に対して、決して「自己の除去」にしてはならない。

しかし、最近の被虐待体験を伴う子どもの「HIKOU」には、エネルギーの発散云々よりももっと深刻なこころ模様が隠されているように、思える。

20年前のあの当時、自分に虐待を観る視野と力量あれば、また治療分野の応援を求めていれば、友彦は生き延びていたのでは、と思えてならない。

子どもは待ってくれない。常に目の前の職員に助けを求めている。彼らに応えうる専門職域の職員（大人）が必要とされている。

虐待する親も、親自身、虐待体験をもっていることが多い。いわゆる連鎖である。子どもの生育にとってこのようなマイナスの連鎖は絶たなければならない。

一方、虐待問題の対策や防止に関わる機関や職員のノウハウは、プラスの連鎖として、次世代へよりパワーアップして引き継いでいくものとしなければならない。

参考文献

大阪府子ども家庭センター「子どもの虐待防止ハンドブック」, 2002

児童虐待—親アプローチの現状と課題

東京都精神医学総合研究所
大原美知子

第1 はじめに

児童虐待の児童相談所への相談件数は平成5年では1,611件であったのが、そのわずか7年後の平成12年度では、1万8,804件とほぼ12倍の増加が見られた。小林ら^(*)が行った「児童虐待全国実態調査」によると、虐待の発生件数は平成12年で2万4,744例が報告され、何らかの社会的介入を要する児童虐待の発生件数は年間発生数3万5千人を推定している。これらの発生件数が最近の増加か、もしくは以前からあったものが「虐待」の法定化の影響を受けたことからの件数かは、今後同様な調査を継続して積み上げることで、明確になってくるであろう。

虐待の加害者は実母が57%、実父18%、実両親11%、と実親が86%を占め、虐待のほとんどが親によって行われている。児童虐待防止法第11条ではこれらの保護者に対して指導義務を明示し、都道府県知事の勧告によりその実効性を担保しようとしたが、津崎^(**)は「防止法の最も機能しなかった部分が保護者への指導の実効性であった」とし、児童相談所で最も苦慮しているのが保護者への指導であると言っている。児童相談所のスタッフからは、親が自身のやっていることを「虐待と認めない」ため、子どもを守るために保護者の「意に反する対応」—親子分離などをせざるを得ないが、その後の保護者との関係を修復することは大変困難となり、「指導」などにはとてもものらないケースが多いことを見聞きする。親の「虐待の否認」がなぜ起こるのか、それに対して臨床現場ではどのようなアプローチが有効か、その方法を模索している現状を報告し、今後の課題を検討する。

第2 虐待の影響と連鎖

虐待の影響については多くの先行研究があり、特にアメリカではその蓄積が多い。Luntzら^(***)は虐待およびネグレクトを経験した子どもたちを青年期まで縦断的にフォローし、彼らとコントロールされた非虐待群との比較検討を行ったところ、虐待・ネグレクト経験群は反社会性人格障害(DSM-III)の診断を予測するのに重要なものであったという。そのため、患者の反社会的な兆候が明白なときは、虐待やネグレクトの成育史を確認することが重要であると言っている。またCarlosら^(****)によると、思春期の精

(*) 小林登「児童虐待全国実態調査—1. 虐待発生と対応の実態」『子どもの虐待とネグレクト』4-2, pp.276-289, 2002

(**) 津崎哲郎「法改正に向けて—児童相談所からの提言」『子どもの虐待とネグレクト』4-2, pp.210-216, 2002

(***) B.K. Luntz & C.S. Windom, "Antisocial personality disorder in abused and neglected children grown up", *American Journal of psychiatry* 151: pp.670-674, 1994

(****) Carlos M. Grilo, Charles Sainislow et al., "Psychological and Behavioral in Adolescent Psychiatric Inpatients Who Report Histories of Childhood Abuse", *American Journal of psychiatry* 156: pp.538-543, 1999

神科入院患者を非虐待群と高虐待群とで比較検討したところ、高虐待群は依存、自殺、暴力、衝動性、薬物使用の特徴があり、ボーダーライン傾向であったとあり、虐待が生涯にわたり、心身ともに大きな影響を及ぼすことを示唆している。

幼少期虐待の被害者が成人後加害者もしくは被害者の再演を行う可能性についても、既に多くの先行研究^(*5,6,7)が在る。わが国においても大阪府(1988)の調査^(*8)では実際に虐待を行った虐待親の成育歴における被虐待経験は15%とあり、山之上らが行った幼稚園・保育園児を持つ両親を対象に行った調査(2002)^(*9)では、幼児期に被虐待経験のある母親の60%以上が子どもに対して、無視、暴力を振るうなどの不適切な関わり(マルトリートメント)をしており、父親についても有意な関連が見られたという報告がある。このように被虐待経験と子への虐待との関連があるとしながらも、家族から受けた暴力を「しつけ」とし、受けた虐待を理不尽であると認知できる人は、それが重症なほど少ない。法務総合研究所の調査^(*10)でも、被虐待経験者の父母の養育態度は、「厳格」あるいは「拒否」が有意に多かったという結果がでていいる。「厳格」を「しつけが(不適切に)厳しい」とすることで、被虐待者は彼らが受けた「虐待」は、親の愛情による「しつけ」と意味づけ、自身を混乱から回避させているのかもしれない。またBriere^(*11)の言うように、子どもが虐待を理解するための「誤った二分法」を用い、自分を「悪い子で、虐待を受けても当然であると確信する」ことで生き延びてきたのかもしれない。このように被虐待者は、「虐待された」と認知することを避けるためのさまざまなスキルを身につけているが、そのひとつに「解離」があり、「虐待」の認知に大きな影響を与えている。

第3 被虐待経験と「解離」

解離は解離性障害と呼ばれ、DSM-IV等精神疾患の診断基準の一つにもなっている。Putnam^(*12)によると、解離とは「正常ならばあるべき形での知識と体験との統合と連絡が成立していないことを一つの条件とする概念に帰一する」とし、解離が「情報の連携的統合を妨害するという点で(専門家間で)一致している」としている。解離と虐待の関連についてVan der Kolk^(*13)はじめ多くの先行研究があるが、わが国では「解離」症状と虐待の関連を主とした疫学調査はいまだなされていない。「解離」自体がまだ新しい概念であることや、解離とはどのような症状を指すのか、また当事者自身が自覚することが難し

(*5) Kaufman, J. & Zigler, E., "Do abused children become abusive parent's?", American Journal of Orthopsychiatry, 57: pp.186-192, 1987

(*6) Sachs B., Hall L.A., "Maladaptive mother-child relationship's a pilot study.", Public Health Nurse 8(4): pp.226-233, 1991

(*7) Oates R.K., Forrest D., Peacock A., "Mothers of abused children.", A comparison study Clinical Pediatrics 24(1): pp.9-13, 1985

(*8) 大阪児童虐待調査研究会「被虐待児のケアに関する調査報告書」1989

(*9) 山之上哲子, 松浦賢長「子どもに対するマルトリートメントに関する研究-「垂直伝達」を中心に」『母性衛生』43-1, 2002

(*10) 法務総合研究所「法務総合研究所研究部報告11-児童虐待に関する報告-(第1報告)」, 2001

(*11) Briere, J., "Therapy for adults molested as children, Beyond survival." New York: Spriger., 1989

(*12) Frank W. Putnam (中井久夫訳)「解離-若年期における病理と治療」みすず書房, 2001

(*13) Van der Kolk, B.A. & Kadish, W., "Amnesia, Dissociation and the Return of the Repressed from Psychology Trauma, in Psychological Trauma.", American Psychiatric Press., 1999

いなどにより、解離が一般的に認知されるには至っていないためでもある。

筆者らが子どもの虐待防止センターより依託を受け、首都圏在住で幼児を持つ母親を対象とした一般人口調査(*14)を行った際、その一部に解離傾向の質問項目をいれ、虐待との関連の検討を行った。Putnamによる解離体験尺度(Dissociative Experience Scale: DES-II)(12)の質問項目は28と多いため、一般人口調査としての調査項目数の限界もあり、近似する方法として臨床的に経験する「まるでそれが実際に起こっていると思えるほど、空想や白昼夢に引き込まれることがある」など5項目を用い、「まったくない」「時々ある」「しばしばある」の3件法で0～2点の得点を合算し、解離傾向得点とした。解離傾向項目は以下のとおりである。

解離傾向項目

- ・子どもをしかっているときに、いつの間にか叩いたりつねったりしていることに、ふと気づくことがある。いつどうしてたたいたのか出来事の流が思い出せないことがある
 - ・子どもを強く叱るときには、普段の自分がおかれたときは全く違って振る舞うので、自分がまるで2人の別の人間のように感じられる
 - ・自分が育児しているところを、まるで脇に立って見ているように感じ、あたかも他人を眺めるように自分自身の育児行動を見てしまうことがある
 - ・ふだんの生活で、どのように、またどうやって育児をしたのか、育児の行程の一部(または全部)を覚えていないことにふと気がつくという経験がある
 - ・まるでそれが実際に起こっていると思えるほど、空想や白昼夢に引き込まれることがある
-

この解離傾向得点と虐待・非虐待群とを解析(*15)したところ、非虐待群の解離得点平均値0.53(SD=0.89)であったが、虐待群は1.29(SD=1.77)、と虐待群は非虐待群に比べ、解離傾向得点が2倍以上あり(p<0.01)、解離と虐待との間の関連性がうかがわれた。

しかしながら先ほどにも述べたように、解離症状は当事者にとって自覚しにくいことに加え、多くの防衛(周囲や虐待者からの口止め・非難・脅しなど)が加わるため、自らが虐待を受けてきたとの認知はますます困難となる。

西澤はBriere(*16)の解離性障害の4つのタイプ-(1)意識の切り離し(2)感情の切り離しと麻痺(3)自分の身体の外から「観察」する(4)多重性人格障害を引用し、これらは虐待を受けてきた子どもの、苦痛から自分を守ろうとする防衛的反応であり、虐待環境に適応するための技術であると述べている(*17)。臨床的にも感情の切り離しや麻痺が認められる人は、「虐待」の認識はほとんど無いか、もしくは乏しいことをしばしば経験する。

「子どもの不適応から相談を勧められてきたAさんの場合」

Aさんは子どもの集団生活の不適応から、紹介されてやってきたが、「子どもが言うことを聞かないので、叩いているうちにキレて記憶がなくなる」ことや、「自分が受けてきたこと(暴力)はほかの家とは違うようだ」が、「こんなもんかな」と思うなど、淡々と何の感情も交えず話す。そして「私の家族(実

(*14) 子どもの虐待防止センター「首都圏一般人口における児童虐待の疫学調査報告書(本調査)」, 2000

(*15) 大原美知子「母親の虐待行動とリスクファクターの検討」『社会福祉学』43-2, pp.46-57, 2003

(*16) Briere, J., "Child abuse trauma: Theory and treatment of the lasting effect.", Sage, 1992

(*17) 西澤哲「子どもの虐待—子どもと家族への治療アプローチ」誠信書房, 1994

家) はとても仲が良い」と言いつつ、夫から暴力を受け、助けや逃げる先が必要なときでも、実親や兄弟から実家に帰ると言われても、なんの疑問も抱かず「私の家族は良い家族」と言い続けていた。また日常的に夫から身体的・心理的虐待を受けても、「(夫がそうするのは) 私が夫の面倒を十分に見ていないから」といい、「貴方はとてもよく(家事や育児を) やっていると思う」と言われると、「ヘンですよ。離婚したほうがいいかしら」と唐突に答えるなど、知識と体験の統合が妨害された状態を示し、それが暴力被害であることまでの認知にはなかなか至らない。このように被虐待者は自身が受けている「被害」の認知が難しく、それが子どもへの「加害」の理解にいたるまでには大変困難な作業であるといわざるを得ない。

第4 虐待の認知

西澤は虐待傾向に気がついて援助を求めてくる親と、援助を求めてこないタイプの親とではアプローチの方法が異なるとしている(*18)。Aさんのように周りから言われて仕方なく来るケースは自ら「援助を求めてやってこないタイプ」に該当し、以下のBさんのように困って何とかしたいと思って現れるケースは、「援助を求めてやってくるタイプの親」に該当する。

「自分のやっていることは虐待ではないかと相談に来所したBさんの場合」

子どもを叩いてしまう、自分のやっていることは虐待なのではないかと訴えてきたBさんは、子どもが食事に集中しないで遊び食べすると、カッとなって叩いてしまうという。子の年齢からして、その時期は仕方がないと周囲から言われ、頭ではわかっているがどうしても我慢できないという。Bさん自身の親との関わりを聞いていくうちに、家庭内では食事時は無駄口をきいてはいけないなど厳しいルールがあったという。それが守れないときは、大声で怒鳴られたり、叩かれるので、Bさんにとって食事は恐怖と緊張の連続であったという。そのためか彼女は今でも「おいしいのか、まずいのか」食べ物の味がわからないという。子どもがテーブルから離れたり、遊びながら食べているとイライラしてしまう。懸命に教えこもうとするが言うことを聴いてくれない。そうなるとますますイライラしてどうしてよいかわからなくなり、叩いてしまう。叩いたあと子どもがBさんを見ると脅えた顔をするので、これではいけないとは思いますが、また同じことを繰り返してしまうと。Bさんをはじめのうちは、「親は正しい、悪いのは私」といっていたが、親から受けてきたことは「虐待」であることを認めることができたとき、「カッとなって叩いてしまう」行動を理解することが可能となった。そしてその行動を避けるためにはどうしたらよいかを工夫することで、「カッとなる」ことを回避することができるようになった。アメリカではこうした「怒りの対処法」(*19)などの、認知行動療法的なアプローチを多く用いている。なぜそのような行動を(自分はやりたくないのに)とってしまうかを考えるとき、まず「被虐待者」として、辛く、苦しかった感覚を再び体験することが必要である。Bさんは自身の被虐待経験を認める経過の中で、子どもへの虐待の「きっかけ」に気がつき、そこから虐待行動が終息していった。

自らの虐待を認知することで行動変化につなげるためには、Aさんのように「仕方なく来る」ケースや「来ることを拒む」ケースについても、Bさんと同様なプロセスや目標は欠かせない。動機付けやそ

(*18) 西澤哲「子どもの虐待—子どもと家族への治療アプローチ」誠信書房、1994

(*19) Alice J. Katz, "It's Not Personal a guide to Anger Management.", PPC BOOKS., 1996

のプロセスに「自分から相談に来るタイプ」より時間はかかるが、このようなプログラムを受けることにより行動の変容は可能であるからである。「来ることを拒む」ケースについては裁判所からの治療命令などが考えられるが、今後児童虐待防止法の見直しの中に、これらの内容を盛り込むことの検討を期待する。

第5 親へのアプローチの変化

虐待する親への対応は困難であるとしながらも、医療・保健・福祉の各領域で親アプローチへの模索がされ始めている。特に公衆衛生の母子保健領域において、新しい試みが積極的に取り組まれ始めている。

1 エジンバラ産後鬱スケール (EPDS)^(*20)の導入

虐待にはさまざまなリスクファクターが存在し、それらが重なり合って虐待にいたることが明らかにされている^(*21)。そのリスクファクターのひとつに産後鬱があり、虐待と鬱との関連については諸外国でもすでに多くの先行研究が行われており^(*22)、脳（海馬の萎縮）の形態的な面からも解明されつつある^(*23)。「首都圏一般人口における児童虐待の疫学調査」でもエジンバラ産後鬱スケール（以下 EPDS と略す）を使用し解析したところ、EPDS 鬱得点は虐待群で5.76(SD=4.78)、非虐待群で3.90(SD=3.85)と、虐待群は非虐待群に比べ産後鬱得点が有意に高く ($p<0.01$)、虐待に鬱が関与していることがうかがわれた。

EPDS 項目
・笑うことができたし、物事のおかしい面もわかった
・物事を楽しみにして待った
・物事が悪く行ったとき、不必要に自分を責めた
・はっきりした理由もないのに不安になったり、心配した
・はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた
・することたくさんあって大変だった
・不幸せなので眠りにくかった
・悲しくなったり、惨めになった
・不幸せなので泣けてきた
・自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた

(*20) Cox J.L., Holden J.M., Sagovsky R., "Detection of postnatal depression: development of the Edinburg Postnatal Depression Scale.", *British Journal of Psychiatry*. 150 : pp.782-786, 1987

(*21) 福本恵「子どもの虐待防止のためのハイリスク要因等実態調査：母子保健調査」『地域保健』32(6) : pp.60-80, 2001

(*22) Bifulco A., Moran P.M., Baines R., Bunn A., Stanford K., "Exploring Psychological abuse in childhood: Association with other abuse and adult clinical depression.", *Bull Menninger clinic* 2002 Summer : 66(3) : pp. 241-58, 2002

(*23) Vythilingam M., Heim C., Newport J., Miller A.H., et al., "Childhood trauma associated with smaller hippocampal volume in women with major depression.", *American Journal of Psychiatry* ; 159(12) : pp.2072-2080, 2002

これらの研究成果から、最近保健所では EPDS を 3 か月検診で用い、母親のメンタルヘルスのチェックを行うことを試み始めている。「親と子の相談室」(平成12年より開始)と名づけられた事業^(*24)では、EPDS をスクリーニングテストとして把握し、その後保健婦による聞き取り調査を行い、高得点者に対しては精神科医もしくは臨床心理士による面接を行い、診断およびその後のフォローを行っている。従来の乳幼児検診は子どもの発達を中心としたもので、親のメンタルヘルスはその域外であった。今回 EPDS を試用したことでの新たな発見は、表面上ではまったくわからない(予測不可と呼んでいる)母親に EPDS 高得点者が存在することであった。これらのことから鬱症状の自覚のある人は、すでに本人もしくは家族が受診への何らかの手段を講じている可能性が高く、逆に本人も家族もわからない(自覚しない)鬱状態にある人が、何パーセントかの確率でいるということが予測された。また産後のメンタルヘルスに影響する因子として、「ひとり親家庭」「相談相手がいない」「配偶者が非協力的」「孤立した生活状況」が、EPDS 高得点に関連するという従来の先行研究と一致した結果もでてい

る。EPDS のセルフチェックにより、初めて自分の精神健康状態を知り、夫や家族と相談し、問題解決にあたった母親もいることから、EPDS は鬱状態の早期発見・介入という点で多くの貢献ができる可能性を示している。小林らの調査^(*1)でも、被虐待児の56%が乳幼児で占められているという報告もあり、産後早期の母親と保健所スタッフとの関わりは、母親も具体的援助を必要とする時期であるため、援助関係が作りやすいという利点も大きい。保健所の子どものみではなく、母親のメンタルヘルスを重視する視点の転換は、まだその試行が限られているとはいえ、虐待への介入・予防へも有効であると考えられる。

2 保健所保健師活動の視点・対応の変化

「虐待」が一般に周知されるようになって、自ら虐待してしまうのではないかと、いわゆる「虐待不安」を抱える母親も増加してきている。「虐待不安」を抱える母親の多くは実際に虐待することは少ないのだが、その中でも深刻な被虐待経験を有している母親の中には、実際に子どもを虐待してしまう人もいる。かつて「虐待」の言葉がないときは、育児しない「ひどい母親」のレッテルをはられ、親個人が糾弾されてきたが、「虐待者」は「被虐待経験者」であるとの周囲の認知の変化は、その意識および対応を確実に変えつつある。

「幼少期より虐待を受け、結婚出産に至った C さんの場合」

C さんは夫からの強い要望で妊娠するが、妊娠中から「子どもを持つ」ことに不安を抱き、妊娠中毒症などトラブルを抱えていた。出産後すぐ子どもが抱けない、母乳もあげられないなどの主訴で保健師に連絡が入る。保健師が訪問すると子どもは寝かせきりで、C さんが子どもと目をあわせないことや、物でも持つように子供を扱うのを見て、保健師は「虐待」の可能性があると推測した。C さんは自分が「虐待」されてきたことや、知人が子どもを虐待したため、離婚されたことなどを保健師に語り、自分も虐待してしまうのではないかと懼れていた。また産婦人科の主治医に「子どもを抱けない」と訴えるも「そんなことを言っていないで」といわれたことに傷ついたことも保健師に訴えた。保健師は C さんの気持ちを尊重することを優先し、母乳についても苦痛なら断乳の方向で援助を行う。保健師は訪問を繰り返し行い、C さんに育児支援の具体的な援助を継続する。C さんは子への気持ちはあるが、子どもを抱けない・話しかけられないなど基本的なアタッチメント形成への働きかけができない状態が続くため、保育ママ

(*24) 白髪いづみら「新宿区における『親と子の相談室』事業について<第3報>」東京都保健医療学会抄録、2002

などの具体的な育児サービスの導入もCさんとともに検討が始まっている。また、Cさんの精神的な負担も強くなり、自から心療内科医に相談したいとの意向も示し始めている。

Cさんの事例から見られるように「虐待」の認知が広がり始めたことで、当事者および支援する専門職種での新たな対応が試みられてきている。CさんとCさんを援助する保健師のように、母乳の問題ひとつとっても従来の「指導」を中心とした関わりから、母親の気持ちに沿った援助が展開されている。Cさんが虐待を受けてきた成育歴を語ることで、保健師のCさんへの共感がなされ、それに伴って、援助方法も変えることできたと言える。「被虐待」を語らず母乳のことだけ相談されたら、「母乳で頑張ることの必要性」を指導するだけに終わり、その背景にある「子どもにさわれない」状況や、そのことに対する母の思いまでは気がつかず、援助ができないまま母から子への虐待に至った可能性は十分ある。

第6 今後の課題

虐待を認めない親について、児童相談所等専門家間でもその対応に大変苦慮している現状がある。子どもへの加害行為に対して、その共感性の欠如に非難が向けられがちであるが、加害をしている親が自らの痛み・悲しみを感じることはできなければ、他者である子どもの痛みなどわかるはずもない。まず自らが痛みを感じて、初めて他者の痛みを知ることが可能なのだろう。これは少年院に入所している加害者の少年にとっても同じことが言えるのかもしれない。今回の法務総合研究所調査によると、少年院在院者で家族からの被虐待経験者は、男子で49.6%、女子で57.1%と約半数以上の者が答え、軽度の被害を含めると70%以上が何らかの被害を受けていることがわかった。家族からの被害経験の多さもさることながら、彼らが自ら受けた被害経験を「虐待」と認知していることに、彼らの精神的健康性を感じ、変化への希望を持つ。「虐待」を受けたことを認知することで、なぜあんな（社会的逸脱）行動をしたのかを理解し、そこから行動を変えることが可能であるからである。また若年早期の虐待からの回復は、彼等が親になった際の虐待への連鎖を予防することもつながる。

しかしながらそこに至るまでに必要とする、十分な心理的援助や、個別・集団カウンセリングをどう保障するのかについての資源や対策は、何も講じられていない。保健所でもEPDSにより、メンタルな問題を持つ人を発見することまではできるが、その後のフォローは今の所、精神科医（病院・診療所）か、有料のカウンセリング機関につなげるかの2者選択しかない。「精神科医を受診したが、ただ薬をくれただけで話を聞いてもらえない」「有料のカウンセリング機関はお金を払いきれない」など様々な理由で通えないという話もよく聞く。虐待から立ち直ろうとする人への心理面の援助の保障や、虐待する家族からの避難先の場の確保など課題は山積している。心理的援助への公的助成や、安全な場の確保などの早期実現を望むものである。

（なお事例については実際の事例ではなく、多くの例を元に創作したものである。）

法務総合研究所研究部報告 22

平成 15 年 5 月 印刷

平成 15 年 5 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
